

令和元年第5回ニセコ町議会定例会 第2号

令和元年6月21日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 陳情第 1号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る意見書提出を求める陳情
(産業建設常任委員会報告)
- 4 一般質問
- 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 6 議案第 5号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 7 議案第 6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について
- 8 議案第 7号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 8号 ニセコ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 9号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算
- 11 議案第10号 請負契約の締結について
(ニセコ町役場新庁舎建設工事(建築主体工事))
- 12 議案第11号 請負契約の締結について
(ニセコ町役場新庁舎建設工事(電気設備工事))
- 13 議案第12号 請負契約の締結について
(ニセコ町役場新庁舎建設工事(機械設備工事))
- 14 議案第13号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 15 議案第14号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例
- 16 議案第15号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算
- 17 意見案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
(ニセコ町議会議員 篠原正男議員 外4名)
- 18 議員派遣の件について
- 19 閉会中の継続調査の申し出について
(議会運営委員会)
- 20 閉会中の継続審査の申し出について
(産業建設常任委員会)
- 21 意見案第2号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る意見書
(ニセコ町議会議員 木下裕三議員 外4名)

○出席議員（10名）

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
5番 斉藤うめ子	6番 浜本和彦
7番 小松弘幸	8番 高木直良
9番 青羽雄士	10番 猪狩一郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	片山健也
副町長	林知己
会計管理者	加藤紀孝
総務課長	阿部信幸
防災専門官	青田康二郎
企画環境課長	山本契太子
企画環境課参事	柏木邦子
税務課長	芳賀善範
町民生活課長	中村正人
保健福祉課長	桜井幸則
農政課長	中川博視
国営農地再編推進室長	石山智
商工観光課長	福村一広
商工観光課参事	高橋葉子
建設課長	高瀬達矢
建設課参事	黒瀧敏雄
上下水道課長	石山康行
総務係長	馬淵淳義
財政係長	島崎貴一
監査委員	大村潤博
教育長	菊地功治
学校教育課長	前原寛樹
町民学習課長	佐藤永匡
学校給食センター長	富永葉子
幼児センター長	酒井葉子

農 業 委 員 会 長	荒 木 隆 志
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 口 丈 夫

○出席事務局職員

事 務 局 長	佐 竹 祐 子
書 記	中 野 秀 美

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において3番、高瀬浩樹君、4番、榊原龍弥君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、阿部信幸君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、山本契太君、企画環境課参事、柏木邦子君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、福村一広君、商工観光課参事、高橋葉子君、建設課長、高瀬達矢君、建設課参事、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬渕淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、菊地博君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、富永匡君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、農業委員会事務局長、山口丈夫君、以上の諸君です。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 陳情第1号

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、陳情第1号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る意見書提出を求める陳情の件を議題といたします。
本件に関し、委員長の報告を求めます。
木下産業建設常任委員長。
○産業建設常任委員長（木下裕三君） おはようございます。去る6月14日の本会議において当委員会に付託されました陳情第1号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る意見書提出を求める陳情は、6月14日、全委員出席のもとに産業建設常任委員会を開催し、慎重審議した結果、その願意を妥当と認め、別紙報告書のとおり採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。
よろしくご審議お願いいたします。
○議長（猪狩一郎君） 報告が終わりました。
これより陳情第1号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより陳情第1号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る意見書提出を求める陳情の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎日程第4 一般質問

○議長(猪狩一郎君) 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

高木直良君。

○8番(高木直良君) おはようございます。8番、高木です。今回新しく町議となることになりました。私は、議員活動の基本を日本国憲法とニセコ町まちづくり基本条例に置いていくことをお約束してまいりました。このお約束に基づき、町政の諸課題の解決、町民生活の向上に向け、一般質問を行いたいと思います。通告に従って、4件質問いたします。

第1件目であります。ニセコエクスプレス収蔵問題における情報共有と町民意見の尊重について。5月27日、ニセコエクスプレス号の車両をニセコ町の歴史的遺産として購入するためクラウドファンディングにより資金公募していた事業は、支援者500人から目標額を超えて1,000万円余を達成しました。実は私も、締め切り直前でありましたが、達成困難かと思われる状況を見まして、このプロジェクトを支援いたしました。サイトに書かれている車両の技術的価値やニセコ地域とのつながりに賛同いたしました。解体されるというのは見過ごせないなと思ったからであります。しかし、私はこのエクスプレス号の購入事業と設置場所に関する括弧つきの決定と公表のあり方には大きな疑問を感じておりました。また、町民からも多くの疑問の声が出ています。

そこで、お尋ねいたします。クラウドファンディングの呼びかけ団体でありますニセコ鉄道文化協会の組織の性格と有島記念館、町との関係はどのようなもののでしょうか。とりわけこの事業推進

に関しては、鉄道文化協会と町がどのように企画にかかわったのでしょうか。今後この車両は、ニセコ鉄道文化協会から町に寄贈され、町有財産ということになるのでしょうか。今年度の補正予算の中に、民間から協会への寄附金があったということで、それを町が受けて協会へ補助金80万円ということで組まれております。これらの関係についてご説明をいただきたいと思います。

2番目に、収蔵場所については17日の全員協議会の場でニセコ駅付近との説明が行われ、当初発表の有島記念館を変更することになりました。しかし、クラウドファンディングの企画でニセコエクスプレス号の車両を有島記念館に収蔵すると決定した過程がありますけれども、その過程についてお尋ねいたします。

3番目に、この間の経緯は情報共有の原則を掲げるニセコ町まちづくり基本条例に反しており、収蔵場所を有島記念館にしたことへの疑問があります。今後これまでの経過、活用方法、管理方法等に関して多くの町民意見を聞く場を設けるべきと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） おはようございます。よろしくお願いたします。まず、ただいまの高木議員のご質問に私のほうから初めにお答えをさせていただきます。1点目のニセコ町鉄道文化協会の組織の性格、有島記念館や町との関係につきましてではありますが、ニセコ町鉄道文化協会は、平成29年度、東京都在住の実業家、井門義博氏からニセコ町の鉄道遺産振興を目的に有島記念館の指定寄附100万円をいただき、そのご意向を尊重し、鉄道遺産の振興や保全等を目的として発足いたしました。有島記念館とのかかわりにつきましては、有島記念館設置条例第1条に、町の歴史に関する資料を収集、保存、展示し、町民の利用に供するとあることから、有島記念館の役割として事務局を担当しております。

2点目のエクスプレスの車両を有島記念館に収蔵するとした過程につきましてではありますが、ニセコエクスプレスは29年間という長い間、札幌圏とニセコ地域を結ぶリゾート列車として大きな役割を果たしてきましたが、平成29年11月に引退し、ことし解体される予定になっておりました。ニセコ町の観光振興に大きく貢献し、鉄道遺産として価値がある車両を保存することが町の活性化につながると考え、保存のための手法について検討してまいりました。冬期間の豪雪を考えると、保存のための車庫等の必要性も検討いたしました。その結果、費用面を考慮し、第1目標として、先頭部分を切断した上で屋根をつけた保存、第2目標として、1両全ての場合は管理面から車庫、屋根等なしで有島記念館の敷地内で保存という案を立て、クラウドファンディングを実施いたしました。クラウドファンディングでは多くの方にご賛同いただき、第2目標を達成いたしました。本来はニセコ町の鉄道遺産、簡易軌道真狩線狩太駅跡である転車台付近に保存することが理想とするところであり、改めて同車両をJRニセコ駅付近にて保存する方向で現在検討を進めております。

3点目の件ではありますが、エクスプレスの収蔵につきましては文化遺産と収蔵品の保管事業執行の一環として決定したことで、まちづくり基本条例には反していないと考えておりますが、事業を進める上で町民の皆様への説明に適時性、迅速性に欠けた点について反省点として捉えているところです。今後には当たっては、まちづくり町民講座など適時に説明、報告の機会を設け、町民

の皆様のご意見等を聞く場を設定することに留意してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） ニセコ町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。今定例会もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。ニセコエクスプレスの保存に関しましては、ただいま教育長が答弁したとおりと私も理解をしております。今般の鉄道文化協会並びに教育委員会の活動は、町としてもニセコ町観光の歴史の大きな1ページを担ってきた大変重要な遺産であるというふうに理解をしております、引き続き支援をまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） ご質問の中で車両の帰属についてのご質問と補助金の80万円の内容についてあったと思いますが、帰属につきましてはJR北海道との協議の中で、条件としまして車両の所有は自治体と、以降の保管等の関係で自治体という条件がございます。それで、今回のクラウドファンディングで資金を集めて、それをもとに所有権は町に、資金のものはクラウドファンディングの集め元の協会ということに流れがなります。最近では安平町さんの事例もそういうようなことで進めていまして、所有権は自治体、今回の部分の資金のものは協会ということになります。それと、今回補正予算で80万円計上させていただいておりますけれども、これらにつきましては親交を深めるということで、町内外の方に愛着と鉄道文化遺産についての理解を深めていただくということで、シンポジウムとか、あと啓発資料の借上げとか、そういったことを計画していきまして、親交拡大を図ってまいりたいというような内容になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） ただいまご説明がありまして、特に私が大事だと思っておりますのは、前の質問の3番目に申しあげましたニセコ町まちづくり基本条例との関係であります。今のお答えの中では、反していないということと同時に説明が遅くなったというようなお話がありました。私の記憶では、町民がこの事業のことを知ったのは報道です。2月の新聞報道が最初であったと思います。これらについて、マスコミの報道以前に本来であれば町民、特に有島にお住まいの方たちに対する説明などが先行していなければいけなかったというふうに思っております。

それで、行政報告、教育行政報告の中では5月の8日に有島地区住民向けの説明会がありました。それから、町民向けには5月の16日の町民講座、ニセコエクスプレス収蔵計画についてということで「広報ニセコ」の5月号に掲載されておりました。私も含めてようやく町民の意見反映の場がここでできるのだなということだと思っただけですけれども、実は開催日直前の新聞折り込み広告というのがございまして、ここのタイトルは有島家とニセコ町、そして有島記念館の活動についてというふうに、「広報ニセコ」に公表されたタイトルとは違っておりました。変更されておりました。このこともちょっと違和感があるのですが、広報にはエクスプレスについての説明というふうにあったにもかかわらず講座名称が変わったということで、このことによって参加しようという

人がもしかしたら減ったかもしれません。講座は私も参加いたしました。タイトルどおり、有島家の話が中心で、その後有島記念館の博物館機能を含む4つの役割ということで説明がございまして、博物館機能の一環としてのエクスプレス号の収蔵計画、これは記念館に収蔵するものとして、博物館機能の役割の中に物を残すということで必然性があるという説明がありました。しかし、その場で私も意見言いましたし、他の参加者の方からもご意見がありましたけれども、この収蔵場所については決定とするのではなくて、町民の意見を聞く場をぜひ設けてほしいという意見が出されました。

私は、ニセコ町まちづくり基本条例は、事業そのものの評価というよりはその進め方、あり方、これをうたっているものだというふうに思っております。全国に先駆けて実現して、このまちづくり基本条例はできました。私もいろいろ当時の記録、あるいは10年後のシンポジウムだとか、いろいろな思いが、当時かかわった方の町長を初めとする今は中堅となっている職員の皆さんの思い、そういうものが語られております。それを読ませていただきました。そこでは、基本条例そのものにうたわれております情報共有ということ、この条例の前文、それから最初の部分、1条、2条、3条、そういうところで情報共有ということを非常に強調して、これが住民自治にとって極めて大事であるということがうたわれているわけです。その意味からして、反しているのではないかとこのように先ほど問いました。

ですから、この点について改めて、この条例にうたわれている情報を共有する、そして説明する責任や参加の問題、意思決定の明確化、情報共有のための制度。そういうものが細かくこの基本条例にはうたわれております。私は、改めてこの基本条例を生かす。10年記念の特集号というのありまして、そのタイトルはニセコ町基本条例を生かすと書いてありました。私は、まさに生かすということが大事だというふうに思いますので、今回のエクスプレス号の収蔵問題を一つの大きなきっかけといたしまして、改めて条例を生かすために努力をしていただきたいというふうに考えております。その点について改めてお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） ただいまの高木議員の再質問にお答えをいたします。

これまでエクスプレスの収蔵に関しまして進めてきた過程において、今回のクラウドファンディングを利用した資金調達等々、設置場所の計画につきまして確かに町民の皆様への説明がおくれたということは、先ほども申しましたとおりに迅速性に欠けた点についてはおわびしたいというふうに考えております。本来であれば、計画を立てて、報道の前に説明すべきだったというふうに考えております。今後は、先ほども申しましたように、改めて設置場所等も本来の理想の姿を求めて考えてまいりたいというふうに思っておりますので、その辺ある程度の構想が固まりつつある段階で皆さんに説明をできる段階になりましたら、いち早くまたそういう皆様方からご意見聞く場等を設けてまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今回のプロジェクトにより里帰りが実現した暁には、鉄道遺産としてはもちろん、博物館資料として保存し、同車はもとより、同車が活躍した山線の100年以上にもわたる歴

史の語り部として、皆様からの思いとともに次世代へ継承してくれることを信じていますというふうに書かれていました。私は、これに非常に共感をいたします。JR北海道は、今みずから在来線を存続の危機に追い込もうとしている。こういう状況の中で、私は特にこの言葉、かつてJRが頑張って観光にも資するようというのでつくられたこの車両につきまして鉄路の一部に残すと、今その案で進めておりますけれども、そのことについて非常に大きな価値があるというふうに考えます。今お話にありましたように、これまでの経過、それから今後の活用方法や管理方法について改めて多くの町民からのご意見を聞く場、ぜひ設けていただきたいということをお願いしております。これは最後はお願いでありますけれども、よろしく意を受け取っていただきたいというふうに思います。

○議長（猪狩一郎君） 続けて、高木さん、次の質問をお願いします。

○8番（高木直良君） 2つ目の質問に移ります。

開発規制強化の検討及び事業活動に伴う生活環境保持について。「広報ニセコ」6月号では、「景観と水資源を守る～開発の行方」、これを特集しております。この中で都市計画審議会の会長は近藤地区や有島地区の住宅建設の増加に触れまして、準都市計画区域外であっても規制が必要と発言をされております。そして、私が受ける記事全体からの印象でありますけれども、近年の開発の波が押し寄せていることへの対応策が必要という、その喚起をしている特集ではないかというふうに受けとめました。2004年に景観条例、2009年に準都市計画区域が定められ、開発に関するルールが運用されてきました。この特集号の図1には、平成20年から平成30年度の申請件数がグラフで表記されておりますが、これに関連いたしまして、実際に建築した件数、申請ではなくて建築した件数と開発面積の集計値、そのうち開発行為に該当する部分の件数と開発面積及びこれによって喪失したと思われる樹林面積の推計値ということで、もしわかれば。さらに、この開発が10年ちょっと続いておりますが、全ての情報を総括的にプロットした、そういった図面があるかないか。それから、景観協定、コミュニティー協定という言葉が出てまいりますけれども、これらの協定の締結がもしあれば、締結の件数をお尋ねいたします。

2番目に、私はある外国の不動産会社が現在開発中の町内の現場を見たことがございます。この現場を見ますと、広報にも書いてあるのですけれども、こういう言葉がありまして、開発によって景観が変わるだけではなく、雪捨て場の不足、渋滞など多くの生活問題が起り得る状況と。これは、恐らく倶知安のひらふ坂の状況などを指して言っている心配事だと思うのです。ところが、この現場ではそういう状況が生まれていると私は感じたわけですが、その意味から現行の規制、これをクリアして今開発が行われている場所だと思いますけれども、私が見た印象からは、現行の規制がございまして、それをもっと強めなければ将来大変になっていくのではないかと感じました。私は規制強化すべきと思いますが、どうお考えでしょうか。

それから、3番目として、同じ時期をとって平成20年から30年にかけて農地法第5条による農地転用の件数と面積を伺います。

農林は規制が強く、開発の波を防いでいるわけですが、農業委員会の許可で農地転用が可能となりまして、これは今この間ずっと別荘地や宅地がふえてきたというのもこの転用があったか

らです。現在審査中の案件で、転用後に事業者がこれまでニセコにはなかった例えばドローンを飛ばすと、飛行するというようなレジャー観光の場とする計画が出されております。この予定地に隣接している住宅の住民たちは、このレジャー施設による住環境、自然環境の変化、悪影響に不安を持ちまして、事業者や農業委員会に要望書を出すなどの行動をしております。このような場合の町としての相談窓口が今ないのではないかというふうに思いますが、その必要性についてどう思われるでしょうか。

また、現在のニセコ町観光振興計画書、これは平成25年に改定になっておりますが、リゾート地としての価値を向上させるとともに、ここに住むことの魅力を高めながら、地域の持続的な発展を図り、来訪者と町民の双方が楽しめ、元気になる地域を目指しますとあります。先ほど説明した事例、これと今の計画の文書を比較しますと、うたっていることから見て、新しいレジャー観光事業というものに伴って近隣生活者への影響が非常に出てくるというふうに私は思うのですけれども、適正に規制する制度というものをこの計画に沿って設けるべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、高木議員のご質問にお答えいたします。

1点目の準都市計画区域内での実績につきましては、建築が完成した件数は92件でございます。この建築に伴う開発面積を集計したデータというものはございません。計画区域内における開発行為、これは通常3,000平米以上の申請件数は8件で、開発予定面積は94ヘクタールとなっております。なお、変更に伴う申請件数等は含まれてございません。この開発行為に伴う喪失樹林面積は、把握できず、不明でございますが、北海道に提出されている林地開発に伴う林地外の転用面積、これにつきましては過去10年間で約5ヘクタールとなっております。これらの建築、開発行為及び喪失樹林箇所を総括した図面やデータというものはございません。また、ニセコ町景観条例に基づく景観協定、コミュニティー協定の実績というものは現在のところないという状況でございます。

次に、2点目の開発に対する規制強化の検討という点につきましては、現在のニセコ町準都市計画区域内における開発については、高さ制限15メートル以下や用途制限、3,000平方メートル以上の開発行為の手続など、適正な規制が行われてきているものと認識しておりますが、先日、これは6月13日に開催された都市計画審議会において、都市計画区域外の規制も検討する必要があるのではないかと意見も出され、意見交換が行われたという報告を受けております。規制に当たっては、民法上の財産権との調整という難しい課題もあり、慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、3点目の農地転用の件数でございますが、農業委員会からの報告によりまして18件で面積が2.57ヘクタールとなっているということでございます。

次に、4点目の相談窓口の関係であります。農地転用につきましては独立行政機関である農業委員会において判断すべきものというふうに考えております。しかしながら、地域の生活環境を含めて環境悪化につながらないよう、情報共有を図りながら、関係法令等に基づき適正に対応したいというふうに考えております。

次に、5点目の観光事業などに伴う規制制度を設けるべきではないかというご質問であります、今後も引き続き現行の景観条例、準都市計画、国定公園法及び関係法令、地下水保全条例等の法令に基づきまして適正な開発誘導に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしく願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） データに関する件では、今お答えの中でデータがない、あるいはそういう集計した図面などはないというお話でありましたけれども、1件1件、準都市計画なり景観条例で規制がされて、それをクリアしたものだけが実際に開発、建築に着手できるというのが今の流れであります。しかし、私が思いますのは、これがつながっていくと、いずれ今以上にこの流れが強くなれば今以上に。今お答えがなかった。あるいは、道の推計というのはありますけれども、例えば樹林地がかなり消えていくという状況を目にするのです。私は、実は現場の写真を撮ってみたのですけれども、状況は町なかの建築あるいはひらふ坂における建築の状況とほとんど変わらない状況が生まれている。今開発行為においては3%は存置するというか、そこに自然に生えていた樹木は残すと、プラス7%を緑地にするというのが規制の内容です。これは1件ごとにクリアすると。でも、それがつながっていった場合どうなるかいうと、今まであった自然林のほとんどが消えてしまう。9割以上消えてしまうという状況です。ある現場を車で通りかかると、そういう場所が見受けられるのです。

ですから、私は今の準都市計画ももちろん役割を果たしていると思いますし、今後も果たすとは思いますが、それに加えてもう少し、例えば3%というのがそれでいいのかどうか、あるいはこのエリアについての総量規制というものを導入すべく検討をする時期ではないかということなど、それから審議会でもお話が出たように、今の規制区域以外にも例えば市街地においても用途地域という都市計画区域を設けるとか、そのような新たな考え方を取り入れなければいけない、そういう時期にもう来ているのではないかというふうに考えます。今町としてはSDGsというもの町政の基本に大きく掲げるということになっておりますが、私は自然環境の持続性ということからいけば、確かに先進的につくった準都市計画区域、景観条例というものの役割認めますけれども、もう少しさらに進んで、今の状況に合った規制のあり方というのを検討する。まず検討です。それが必要ではないかというふうに思います。

それから、もう一つ、農地の転用にかかわる話でありますけれども、確かに農業委員会が転用については審査を厳正に行うという役割を負っていますから、ただしその範囲というのはどうしても農地転用という部分だけで、その後の利用のあり方。私が紹介した事例は、宅地にするのではなくてレジャー施設、レジャーをする場所にすると。大きく言えば観光の事業にするということになりまして、先ほど紹介しましたように、今のニセコの計画からいいますと住む人にとっても、それから訪れる人にとっても落ちついた自然を楽しみながら観光してもらうというのが基本になっていると思いますので、今事業者が掲げているレジャーのあり方というのは、今までにないドローンを飛ばすとか、飛ばすだけではないのです。競技をするというのがクラウドファンディングには書いてあります。それから、ラジコンヘリの競技を行うとか、そういうことなどもうたっているわけです。

そういう事業者の方が行うレジャー観光事業、これに対応するものは新たに視野に入れて計画をつくっていく。

それから、相談窓口です。住民の方たちが非常に心配に思っている。今までの生活環境に大きな悪影響が出てくるのではないかという心配事に答える、そういう行政の窓口も絶対的に必要だというふうに考えておりますが、改めて所見を伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） まず1点、農業委員会の関係につきましては、よく私のところにも農地の転用に関してお客さんが来られる場合があります。その場合におきましては、農業委員会が独立して、町長の権限が及ばないということによって担保されているところでもありますので、私は一切コメントすることはありません。また、農業委員会に対してこれをやってくれとか、あれをやってくれということはこれまでもありませんし、今後もそういうことはする考えはないということを明確にお伝えをしているところでもあります。

しかし、我が町は2001年、環境基本計画をつくる。2年半にわたり当時相当な議論を行いました。とにかく乱開発防止しようと、イメージとしてはです。皆さんの議論の中でも、目先のお金ではなくて、やっぱり将来の住民生活、景観と環境を守る町にしようということで、水環境を守る。「水を守ることは」という物語をつくって、環境基本計画をつくり、そして環境基本条例をつくり、そしてあわせて景観条例、割と厳しい景観条例をつくらせていただいたところでもあります。今高木議員が総合的におっしゃった規制の強化を含めた総量規制の検討すべきでないかというのは、私も同様の危機感を現在持っているところでもあります。ただ、これまで最高裁判例を見ても、景観条例で市町村で決めたものが負けているという事例もありますので、そこは財産権との関係を慎重に調整しながら、どの程度の規制ができるか、それはまた議論を重ねていきたいと、このように考えております。

また、ドローンとかラジコンヘリとかという具体的なものが出ておりましたが、空に関しても今のところ航空法による以外は規制がないという状況でありますので、特にニセコ山系を我々有しておりますので、ニセコ観光圏のほうでも一回議論をして、全体的なそういったものを規制できるかどうか。それが無理であれば、町単独でもこの地域においてはドローンについてはこういうことということで、住民の暮らしや生活を守ると、それを第一優先にして今後とも対応してまいりたいというように考えております。

また、これまで国から指定を受けました環境モデル都市、そしてSDGs未来都市、これは全て持続する環境社会を私たちつくっていかうということが前提で動いているものでありますので、その基本姿勢を大事にしながら今後ともまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

また、1点だけ、林地につきましてもご意見ございました。国定公園地域でも私ども知らない中で林地が広範囲に切られているという実態も幾つか見ております。ただ、それを確認したところ、振興局であるとか、そういった林業の許可を得て伐採されているということで、なかなかそれらについて町の意見というのは申す場が今のところないので、それらについても関係機関に対して自治体のそういった意見を聞いたり、あるいは計画のすり合わせを行うということをお願いを

してまいりたい、このように考えております。

あと、さまざまな心配事に答える相談窓口につきましては、実は先般も住民の皆さんが夜来庁いただきまして、いろいろ意見交換させていただきました。町でできることについては、環境悪化にならないように、そこはしっかり対応させていただきたいということで、個別具体があれば真摯に対応してまいりたい、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今お答えがございましたけれども、関係の法令とか、あるいは上部団体、そういったところとの協議などが必要かと思えます。一方的に町だけがやるということもできないかもしれませんが、私は少なくとも研究をすると、いろんな事例、全国の事例を研究するとか、あるいはさまざまな関係法令について、それとすり合わせができるかできないのか、そういった研究についてはぜひすべきだというふうに考えます。

また、農地転用に関しましては、これは農業委員会の所管であり、独自の権限によって行われるということは承知しております。ただ、5条の転用にかかわる許可申請書、この中の注がございまして、注といいますか、必要事項の項目が書かれておりまして、その6番目には転用することによって付近の土地、作物、家畜等に及ぼす被害の防除施設の概要と、そういうことが心配される場合はそういう対策をとる。この内容についても添付するというようになっております。私は、これは広く読めば、土地、作物、家畜等になっておりますけれども、ここに近隣住民というのが入るべきだと思うのです。家畜等の中には近隣住民を入れて読み込んでもいいのかなというふうに思いました。

いずれにしても、今後こういった新しいレジャーが進出するということもあり得ます。そういう意味では、それに対応した町としての対応、少なくとも相談窓口はしっかりしていただきたいということを再度述べまして質問にかえさせていただきます。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○8番（高木直良君） 3件目であります。高齢者住宅の建設計画とモデル地区集合住宅建設計画の関係について。平成24年の3月定例会で青羽議員が、それから27年の9月定例会では篠原議員が一般質問で高齢者住宅やサービスつき高齢者住宅に関しての質問をされております。私は、平成29年度、2017年度に策定されたニセコ町住生活基本計画、これに沿って質問をさせていただきます。住生活基本計画の根拠になっているのは、2006年度、平成18年度に国が定めた住生活基本法にございます。ここでは、全ての人が健康で文化的な生活を送ることができるよう、住宅から派生する住居サービス全体に着目すると。つまり戸数を賄うということから質のところに着目する。住居サービス全体に着目したということについて私は評価しております。

ニセコ町住生活基本計画においては、ニセコに住みたい、住み続けたい人がゆとりを持って暮らせる持続可能な住生活の実現に向けてということで計画が書かれておりまして、決めるに際しましては住民あるいは事業者、さらには建築、住宅にかかわる従事者などからもアンケートをとっております。それから、町のその他の計画などいろいろ総合的に検討して、新たな住宅政策の方向性というのを取り上げてできた計画であります。非常に全体を網羅した総合的な計画であるというふう

に評価いたします。そこで、この住生活基本計画における高齢者向け公営住宅の整備、これの具体化として本年度予算化されておりますのが新たな町営住宅を整備する基本計画の発注であります。委託発注です。一方、SDGsニセコ生活モデル地区事業においては、事業構想がありまして、その主な施策内容の中には町全体で高齢者転住や混住シミュレーションということをやっております。

そこで、この高齢者公営住宅とモデル地区の共同住宅建設との関連性について伺います。

2番目に、町営住宅居住の高齢者世帯のうち、何世帯が今現在ミスマッチということになっているのか。平成24年の議会でのやりとりの中では71戸とされております。新たな基本計画において、高齢者公営住宅は全体で何世帯分を予定しているのでしょうか。

3番目に、本年度の町政執行方針にありますサービスつき高齢者住宅は、これは文章を読む限りでは公営で建設すると理解しておりますけれども、それでよろしいか。そして、何世帯分を想定しているか。

4番目に、モデル地区共同住宅の入居者を150人と推定するということがこれまでの文書に書かれておりまして、これは150人の高齢者の住みかえを想定したというふうに解釈してよろしいかどうか伺います。

それから、5番目に、ミスマッチあるいは生活不安などを解消するための住みかえ促進と、そのためには専門の組織、人材が必要であると思いますが、いかがでしょうか。そして、これらの業務にかかわる業務量というのはどの程度を考えていらっしゃるか。実は、先ほど申し上げました住生活基本計画のまとめの中の34ページのところでは、ミスマッチ解消のため個別に対応し、これまで3件の移転を実施というふうに書いてあります。これは、先ほど紹介しました79件のミスマッチから見て移転というふうに成立したのは3件というふうに読めるのですけれども、それでよろしいかどうか。これらにかかわって担当された方はご苦労があったと思うのですけれども、業務量というものをどの程度見込んでいるかをお聞きます。

それから、6番目には、長寿命化計画がありまして、この長寿命化のために改善工事が年次ごとに行われてまいりますけれども、その場合階段の手すりを利用した、よく家庭で高齢者で歩くのが不自由、腰が痛いという方のための椅子式昇降機というものがありますけれども、これを例えば改修、改良のときに設置するということは検討できないでしょうか。

以上であります。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの質問にお答え申し上げます。

住宅建設に関してまず1点目ではありますが、高齢者公営住宅とモデル地区の共同住宅の関連性ですが、新たな団地の整備につきましては、現在町営住宅に入居している方のミスマッチ対策として、3LDK及び3階以上にお住まいの単身高齢者と狭い居室、65平米以下に5人以上でお住まいの子育て世代に対する町営の福祉住宅という形で整備をする方針でございます。モデル地区での共同住宅は、省エネ性能の高い集合住宅を整備することとし、民間投資による住宅と町営住宅の混合した団地になることも想定をして計画をしているところでありまして、どちらにいたしましても連携し

て計画を進めていく所存でございます。

次に、2点目のミスマッチ対象者でございますが、65平方メートル以上の3LDKにお住まいの単身高齢者が現在26世帯、3階以上、これは1階が車庫という場合もありますが、3階以上にお住まいの単身高齢者が6世帯、合わせて32世帯がミスマッチ対象ということで考えてございます。基本計画における世帯数につきましては、土地利用計画や居住面積など、計画策定委員会を設置し、多くの方のご意見をいただきながら整備計画をまとめたいと考えております。整備する戸数については、今後検討委員会で検討してまいるという考えでございます。

3点目に質問されましたサービスつき高齢者住宅は、現在のところ町で建設する予定でございます。ただ、もし民間からのよい提案などあれば、官民連携など、そこは柔軟に対応していきたいというふうに考えているところでございます。世帯数は、先ほど答弁したとおり、今後の基本計画策定の中で整備世帯数というものを決めてまいりたいと考えております。

4点目のモデル地区の入居者数につきましては、子育て世帯から高齢者までの入居を幅広く想定したものというふうに考えております。

次に、5点目の住みかえ促進のための専門組織と人材でございますが、現行の町営住宅入居者選考委員会や福祉関係者などと協議をしながら、ミスマッチ解消に努めていきたいというふうに考えており、このための新たな組織というのは現在考えておりません。また、業務量につきましては、かなり大きいというふうに思っていますが、できるだけ民間の皆さんのお力、事業者の皆さんのお力や協力を得ながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

6点目の椅子式昇降機の設置でございますが、住宅環境の改善策として有効であるというふうに考えておりますが、安全性の確保、運用方法や設置に係る経費というのも大変多額になるなど課題も多いことから、当面は1階への住みかえ誘導策というのを検討して進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） ただいまの高木議員のご質問にちょっと補足させていただきますが、先ほど平成二十何年でしたか、79戸のミスマッチというようなことで、今回32世帯ということで結構数に隔たりがあると思いますが、恐らく当時のものについては2LDK、3LDKにお住まいの単身世帯、直近で調べましたところ、2LDKに単身で35人、3LDKが46人で81名、単身である程度の部屋に住んでいる方がいらっしゃるということでございます。今回町長から答弁させていただいたのは、一定の3Lの面積も大きいところということで、3Lでも2Lでも面積が小さい方もいますので、その部分については5年前に作成した長寿命化計画の中で精査して、発表させていたるところでございます。そのほか、ミスマッチとしては子育て世帯で現在のところ65平米未満の部屋にお住まいになっている方が直近の調べだと6世帯いらっしゃるというような形です。

それから、2点目なのですけれども、住生活計画の中でミスマッチの3件ということで、それはそのとおりということで、私がこの業務に携わって2年たちまして、その中では1件だけミスマッチが解消されたということで、業務量といいますか、これについてはそこに入居したい人と出るタイミング、このタイミングが合わないとなかなか移動できないと。ニセコ町の場合、皆さんご承知

のとおり公営住宅は常に満杯状況であるものですから、戦略的になかなかできないなということで、今回単身の専用の住宅がある程度の戸数できれば、あいたところに5大家族、4大家族の子育て世帯の方が住宅に入れるというようなことも今後は戦略的にもう少しいきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今お話がありまして、ちょっとわかりにくいのは、課長からお話ありましたのは81世帯、町長からは32世帯というところがいまいわからないところがございます。それで、私が思いますのは、いずれにしましても相当数の世帯がございます。先ほど今後新しい事業については委員会などを設けて広く意見を聴取しながら進めますということですが、その中には多世代にわたる世帯の方の住居を新しく町営住宅なり共同住宅で賄っていくというふうに思います。そういうふうに聞いたわけですが、住みかえとかミスマッチの解消というところに着目した場合に一体どういう方向で、全体像というのがよく見えないのです。あるいは、どういうステップでやっていくか。私この基本計画から実際に建設されて入居になるまでに、まだ3年ないし4年ぐらいはかかるのではないかとというふうに思います。

そういう意味では、全体の転居、今新しいものが建たない間も含めてミスマッチの解消という努力をされるのだと思いますけれども、1つは、先ほど町長のお答えの中で行政の中に新しく組織はできないというお話でしたけれども、先ほども紹介しました3件の実績しかないのです。課長からお話がありましたように、あかなければそちらに移行できないと、それは新築のものがない限りはそうですよね、そういうふうになればいけないと。そのためのいろんなお話し合いとか、今住んでいる方がもし移るとしたらといういろんな心配があるわけですが、それに対して行政が責任持ってかかわっていくと、そのためには相当の業務量には私はなると思うのです。先ほど言った80にしる30にしる、かなり大きな数だと思っています。だから、そこを民間のボランティア的なところに頼むというわけには私はまいらないと思います。専用窓口がきちっと人員を置いて、自分の仕事は年間を通してこれであるというぐらいに取り組まなければ、私は実現ができないのではないかと考えています。

四、五年後に新しく移る先ができたと仮定しても、恐らく高齢者でかなり足腰が弱っている方を全てそちらに、新しいところに移すということが描けるかどうかです。描けない場合は、今住んでいる場所に対して先ほど私が最後に申し上げた椅子式昇降機などの設置の検討も必要になってくるのではないかとというふうに思っています。ですから、そういうものはもう必要なくなるというプランがきちっと描けるのかどうか、今後高齢者がふえていく、新しくできた住宅に移ることによって現在の住宅にあきができるけれども、高齢者はふえていくと、あるいは低所得者はふえていくという中で、本当にうまくスムーズに全体が描けるのかどうかということを危惧しております。ですから、全体像ができるだけわかるような、町民に対しても入居者に対しても説明のつくわかりやすい資料なども必要ではないかとというふうに考えます。

基本計画をつくっていく過程でいろんなアンケートもされるというふうに言われておりますの

で、ぜひともいろんな方からの意見を聞くと。共同住宅のほうは、町営住宅に住んでいる方だけではなくて、いわゆる一般の市街地に住んでいる一軒家、かつてはお子さんたちがいて割と広い2階建ての住宅が今現在はお子さんたちも外へ出られて、高齢者夫婦だけで住んでいる、あるいは単身で住んでいるという、そういう町場のと申しますか、市街地なり、そういうのを含めてですが、公営住宅でない方の不安を解消するための共同住宅でもあると思います。それらに対して丁寧にスムーズに安心して移行できるような、そういう意味でも専門スタッフが必要ではないかというふうに思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

実際の運用に当たっては、おっしゃるとおり専門スタッフが必要ではないかというのは、それは状況を見てまた判断してまいりたいと思っております。我が町の大きな高齢の皆さんに対する課題としては、これまで特別養護老人ホームがあり、グループホームがありました。しかし、最近高齢の皆さんは、自分のことは自分でできるのだけれども、3食つくるのが大変苦痛だという方が多くおられまして、そういった方への段階的なフォローというのがこのサービスつき高齢者住宅をつくることによって一定程度解消できるのではないかということで、ふやしてまいりたいという考えを持っております。全体像からいえば、我が町今400の公営住宅、世帯分持っておりますけれども、当該自治体の総世帯数から見る公営住宅の占める割合というのは相当実は高いわけでありまして、そこはこれまでもできるだけ民間の皆さんにご協力いただいて、集合住宅を一定程度つくってほしいということでこれまでできております。現在もまだまだ住宅が足りないという状況でありますので、今般の検討委員会の中ではこういった全体の将来的な世帯数も視野に入れつつ、どこまで公共として整備すべきかという点の戸数を洗い出して決めていきたいというふうに考えておられまして、それらのニセコ町全体の全体像というのは大変重要だと思っておりますので、今後の人口の伸び、世帯の状況、現在の開発に当たっての進出企業等の状況なども加味しつつ、見える形にしていきたいなというふうに考えております。

あと、戸数等、先ほどで誤解等あったら困りますので、詳細は担当課長のほうからご説明申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） ミスマッチの戸数の関係ですけれども、長寿命化計画、ことした見直しをするのですけれども、その中の定義では単に2LDKだから広いとかという定義でなくて、先ほど町長から答弁あったように、65平方メートル以上の3LDKを拾っていること、それから先ほど言ったように3階相当、1階が車庫の場合も含めるということで、3階相当の世帯数を含めているということで計画をまとめているところでございます。高木議員から出た79というのは、恐らく2LDK、3LDKにお住まいの単身高齢者を単純に人数として拾った数値をその時点で申し上げたのかなということでございますので、それを加味して定義的に町長からお話しさせてもらったのは65平米以上の3LDKにお住まい、これが26世帯、それから3階以上の高いところにお住まいの方が6世帯いるということで、32世帯ということで答弁したところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 説明についてはわかりましたけれども、3階以上の高齢者ということなのですが、今お話ありましたように3階といっても、車庫がありますと実際の階段数というのは4階分なのです。大体四十七、八段の階段になります。ですから、3階に住んでいけばもちろん大変ですけれども、2階でも1階でも場合によっては、症状によっては本当につらい思いをして毎日の生活で上りおりするという事態が生じております。確かに全体で住みかえがスムーズにいったら、それらの方が平家の1階に移るということが全部できたら、先ほど私が提起したような昇降機などは要らないと思いますけれども、私はかなりの部分、かなりの期間そういう方が、1階といっても2階ですね、1階、2階、3階と、そういう部分に住まわれるケースがあると思うのです。ですから、その場合に対応する何かいい手はないかと思って、椅子式昇降機というものができるのではないかなと思いました。カタログなどを見ますと、一般家庭の直線部分の昇降機は40万円程度からできるというふうに書いてあります。今はらせん状に階段の手すりに沿って、2階に行く場合も直線だけではなくてカーブで行けるという器具もございます。それらも含めて、1カ所当たり仮に3階まで4階分行くとしても200万円から300万円ぐらいの間で可能ではないかと、これは私の推測ですけれども、そういうこともありますので、検討対象にぜひしていただきたいというふうに希望を申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） ただいまの昇降機の関係でお答えしたいと思います。

高木議員からご質問があって、うちの建築の担当の係長に即調査するという指示を出しました。その内容でございますけれども、いずれもうちの公営住宅の共同部分の階段の幅については、75センチ以上あれば建築基準法では設置できるということで、これについてはクリアしているのかなということでございます。ただ、実際に結構コンパクトなものをちょっと見てみたのですけれども、うちの階段1メートルくらいあるのですけれども、65センチぐらい設置にレールと装置でかかっているのですけれども、そうすると下から例えば3階まで上がるのに、スピードも決められておまして、約4分から5分ぐらい上までかかるのかなと。そうすると、上にいる人が途中で交差することが非常に危険な状態なのかなと。直線部分ではまず交差、足の部分が出るものですから、できないかなと。踊り場のところのコーナー、コーナーでぎりぎりできるかもしれないけれども、安全性にはちょっと課題があるのかなということでも今現在のところ見てございます。あと、運用面で自動的に常に1階に戻るといような設備もあるようなのですけれども、3階の人はそこからリモコンで呼ぶのですけれども、利用者全員に鍵とかりモコンとか、そのものを渡さないといけないような状況であります。

あと最後に、経費部分で、これは実際に見積もったわけではございませんが、ある都会のほうの昇降機に関するワーキンググループが検討した報告書、2年くらい前のものですが、おおよそ3階、4階部分で400万円から500万円程度かかるのではという報告がありまして、それを見ますと経費的にも割とかかるものなのかなという印象で現在きているところで、当分もう少し今まで以上に1階

があいた場合上の方に声をかけるとか、そういう戦略的なミスマッチの解消も必要なのかなという
ことで今考えているところです。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木さん、次の質問をお願いします。

○8番（高木直良君） 4件目であります。町有地の売却手続に関する監査報告の評価と対応につ
いて。三谷典久前監査委員は、その職務権限、地方自治法第199条第5項に基づく随時監査を行いま
した。その結果の報告は、4月30日に出されております。その監査結果の指摘事項においては2点
ございまして、1点目は、株式会社ルピシアへの町有地の売却価格の決定はニセコ町公有財産規則
第76条にのっとっているとは言えない。2点目、今後企業誘致に関する条例を早急に整備すべきで
あると述べております。2点とも、この監査報告を読ませていただく限り、それから事実の経緯に
照らしまして的を射た指摘というふうに私は思っておりますが、この2点の指摘に対して町長とし
てはどのように評価し、措置されるおつもりかお尋ねいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの高木議員のご質問にお答え申し上げます。

平成31年4月30日付でいただきました随時監査におきまして、次の2つのご指摘をいただいでお
ります。1つ目は、今回の土地売却が町の公有財産規則第76条にのっとっているとは言えないとい
うご指摘でございます。公有財産規則第76条は、売買価格は立地条件や売買事例等を総合して時価
で評価するとされており、平成30年12月3日に開催した公有財産価格評定員会議において、規則に
のっとり慎重に評定を行った上で適正な価格で売買を行ったものであるというふうに考えておりま
す。

2つ目は、今後企業誘致に関する条例を早急に整備すべきとのご意見であります。ニセコ町で
は既に国や町独自の既存制度、これは過疎地域自立促進特別措置法や生産性向上特別措置法など
により税の減免などの措置を行っているほか、にぎわい起業等サポート事業補助、産業振興基金に
よる資金貸し付けによる支援等を実施しているところでございます。また、おかげさまでさまざま
な企業との友好的関係も築けており、今後もあらゆる機会を捉えて、環境モデル都市やSDGs未
来都市など景観と環境を大事にしつつ、持続する循環型社会をつくるという本町のまちづくりの姿
勢に共感いただいている企業と積極的にかかわり合いをもってまいりたいというふうに考えてお
ります。全ての産業を網羅して一律の誘致条例というのは、相当ハードルが高いのではないかと
いうふうに考えております。こういった企業との関係においては、本町の身の丈に合った企業等
の立地促進に関するその中で新たな優遇措置などが必要な状況となりましたら、役場での会
議や議会の皆様ともご相談をしながら、その方策について検討してまいりたいと、このよ
うに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 最初の指摘に対して、適正に行われたというご回答であります。私は、こ
の監査報告書を見ている中で、その要点をご紹介しますけれども、価格評定員会議に提案され
た案は①から⑤、5つございました。私は、この76条の規定、いわゆる時価、先ほど紹介ありまし

たが、総合的に勘案ですけれども、時価がベースということになります。76条の規定にのっとり算定しているのは①のみではないかというふうに、その辺の事情を報告書の中では丁寧に説明しております。ただし、なぜ①を採用しなかったかという、外資による売買であったということが理由とされておりますけれども、価格そのものが極端なものであったかどうかというものは検証されておられません。外形的には外資とのやりとりであったということが書かれております。それが不採用の大きな原因になっていると思われま。

しかし、採用しなかった①が続いて②、③、④の積算の根拠となっております。いずれも進出することによるメリットといいますが、町へのメリットになり得る価格を引き算している。つまり①をベースにして計算しているのが②、③、④であります。⑤は、これは会計上の問題で土地開発基金から普通財産、一般会計に移すに当たっての算定式、これは年4%上昇するという、そういう計算式であります。ですから、これを売買に使うという前提には立っていない。あくまでも公有財産規則76条が売買処分に伴う根拠規定ということになりますから、これが本当に適正に審議されたかどうかというのが私は監査の指摘だというふうに思っております。ですから、規則第76条で一番大事なキーワードは時価によって評定ということと売買事例というふうに私は考えます。その意味で、この指摘、監査の指摘は今後の町有財産の処分に当たって参考にすべき指摘が含まれているというふうに考えますけれども、改めてご意見を伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） キーワードは、総合的にということではないかというふうに思っています。一般的に時価というのをどう捉えるかということではありますが、どんどん価格が一部地域で上がっていると、バブル的な要素も多いという中で、私たち公共機関がそれを時価と評価して動くことはできないと私は思っています。確かに外資含めて今大きな枠で動いているところありますが、もし公共機関がそれを売り買いするという事実があれば、それが公的な価格評価となっていきます。同時に、それは固定資産評価委員会の評価の中で公共機関が売買したということになります。それをもとにすると、これまで林業振興やっている方が山林を持っていれば、全部それ影響していきます。つまり固定資産税の評価額が全体的に上がっていくわけです。山林も原野もそうなります。そのときに私たちが考えるのは、住民の皆さんが暮らしやすい町であります。固定資産評価額がどんどん上がって行って、住民の皆さんが住みづらい町、あるいは山林を一生懸命頑張ろうと言っている人が林業振興できないような税体系になって本当にいいのですかということでもあります。そういう意味で、公共がやる売り買いについては、そういった総合的に将来持続することを考えて価格決定を行うというのは大原則だというふうに私は思っています。高く1億円で売れたらよかったという一過性のものに躍らされて、住民の皆さんが暮らしづらい、産業の活性化ができない、そういう町にする考えはありません。そういった面では、総合的な判断の中で、土地開発公社がこれまで培ってきた毎年4%ずつ上げていくという形で今回価格設定されたというのは大変委員会としては私は妥当なものだというふうに確信をしているところであります。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） ただいまの説明には私はそのまま納得はできません。①については、近傍の売買事例が挙げられております。それは、売買事例ではそのまま採用しているかということ、そうではなくて、時点修正も行われ、それから造成費用、転売禁止条項等を考慮して50%に下げています。ですから、そういう意味では売買事例を直に100%採用しているのではなくて、50%にしたのが①の案でありました。ですから、私はそれが相当だというふうに考えております。

町長が今おっしゃいました山林、これから林業の振興などに大きな影響が出るだろうとか、固定資産税の評価が上がって町全体に影響が出るのではないかというお話がありましたが、それは本当にそのように裏づける根拠があるのかどうか。そういったことが例えば①を採用することによってどの程度固定資産税に反映するのか、それが町全体にどの程度反映するのかという検証はこの委員会ではされていなかったというふうに思います。ですから、町長が今おっしゃった確かにバブルのような状態を町全体にもたらしめているのかということについては、私はそれは避けるべきだと思いますけれども、ただ今回の評定の中で①についての検証が本当にされたかどうか、きちっとです。今言った意味でのこの価格を設定することによって本当に近隣の山林の固定資産税に影響が出るのか出ないのか、そこが私は検証から抜けていたというふうに考えます。

ですから、その意味で私は監査報告の指摘についてはぜひ真摯に受けとめていただきたいと思えますし、それから開発の企業誘致に関する条例の件につきましては、町長がおっしゃったものを内容とする条例というふうにするれば、より明確になるのではないかというふうに思います。とりわけニセコ町の理念、まちづくりの理念に合致する企業についてはとか、そういうことをきちっとうたって誘致条例を設けるという方法もあり得るのではないかなと思います。別の個々の仕組みの中でそれにかえることができるかのように町長がお答えになったのですけれども、私は町民にも明確に示す意味で条例化するということが相当だというふうに考えます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） まず、条例につきましては、そういった理念というものを前面に出して、町としてはこういう姿勢だという、企業に対してこういう企業に来てくださいという面では効果があるのではないかと私自身も思いますので、それは他のところも参考にしつつ検討させていただきたいなというふうに思っております。

それと、価格評定委員会の中でいろんな議論があっというわけでありまして、その中で最終的に、5番でしたか、が選ばれたということでありまして、それを全部私どもは公開をして進めているわけでありまして。何か隠してどうこうするとか、何か意図してここに持っていくということではなくて、純粹に評定委員会の中で議論されたというふうに私は理解しておりますので、その過程や決定においては一点の曇りもありませんし、私は正しいものだと確信をしているということでございます。

評定委員会の中身については、会長おりますので、議論の中身についてちょっとご説明をさせていただきます。

○議長（猪狩一郎君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） 私のほうからも説明させていただきますけれども、今回の部分で窓口に

なっております担当課長のほうからもあわせて説明させていただきます。

価格評定員会で委員長を務めております。価格評定員会、原課から5つの案は出されております。これは、あくまでも原課から出された案でございます。価格評定員会の中で、案ですから、別なほうがいいのでないかと、例えば不動産鑑定士に頼むべきではないかと、そういういろんな案が出てきてしかるべきだというふうに考えております。その中で、①についてはその地区においては外資による取引が近年から見ると飛び抜けているという段階では、これをそのまま生かすわけにはいかないと。あと、インセンティブを働かせている②から④については、これは評定には合わない。その中で、⑤については評定委員会としてこれが適切であるというふうに評価した状況でございます。

もう少し詳細については、担当課長から説明いたします。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 価格評定員会の中での議論というところなのですが、1つちょっと訂正と申しますか、させていただきたいのは、価格評定員会の中の議事録公開させていただいた中で外資による売買だからと確かに書いているのですが、それは外資による売買だから売買しないということで削除したわけではなくて、集まったメンバーの感覚としては、いわゆる今ニセコで進んでいる外資による売買がバブル的な相当時価とは違う数字であるからという意味で外資であるという言い方をしていたので、議事録の書き方についてはちょっと申しわけないのですが、外資だから売らないということでは、金額として採用しないということではありませんので、そこはちょっと訂正させていただきたいと思っております。

それから、4番目の価格を最終的に選んだと、1番目の価格については、特にあの場所についてはごらんいただくとよくわかるのですが、山林というだけあって本当に山林状態で、平らなところほとんどないというようなこともありまして、開発には相当数の資金が必要だろうということは会議の中でも話されていた中身でございます。それについてある程度引き去りを考えなければならぬと、それも時価ですから、引き去りをするといいますが、開発に係るお金を引くということも、それは時価という考え方になりますから、引かせていただいた。ただ、それにしても、適正な言い方かどうかわかりませんが、ニセコ町の今の昨今の土地売買の状況を反映している数字ですねということでありましたということでございます。

それから、最後の5番目を選んだということが我々としては適正だったということなのですが、土地開発基金の運用規則の中で、あくまでもこのやり方を準用させていただいたと、参考にさせていただいたということでございますが、年率4%以内を掛けて導き出した数字をもって売買するという決めたということなのですが、この土地開発基金の中でもその旨には、利息を加算していた額とすると、ただしその額が時価を著しく下回るものと認められるときは時価を基準として町長が定めとなっております。その部分を参考にした上で、4%で計算した価格がバブルな状況ということを加味せずに、本当に時価かということになれば、我々が売買した金額が、この5番目の金額が一番時価に相当する、ふさわしいだろうということで選択をさせていただいたということで、単純に4%は数字として全くほかと導き方が違うということなのです。

けれども、確かに導き方は違うのですが、4%で導き出した額がある程度時価に相当するだろうという考え方の中で選択をさせていただいたという状況でございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次に、斉藤うめ子君。

○5番（斉藤うめ子君） おはようございます。5番、斉藤うめ子です。議員3期目、初めての一般質問になります。これからの4年間、ハラスメントのない女性が安心して参画できる議会になることを願って質問に入らせていただきます。

1件目、児童生徒の議会傍聴について伺います。実は、これまでにこれに関する一般質問は過去4回ほどやっております。子どもの政治教育について、それから選挙の取り組み、それから主権者教育、平和教育、きょうの児童生徒の議会傍聴もこの一環として質問させていただきます。ニセコ町の小学校の児童、中学、高校の生徒たちに政治が私たちの暮らしと密接にかかわっていることを実感してもらうために本会議の傍聴を実施してはどうかと思いますが、教育長の見解を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの斉藤議員のご質問についてお答えをいたします。

教育基本法第14条第1項では、良識ある公民として必要な政治的教養は教育上尊重されなければならないとしております。ニセコ町の小中学校では、教育課程において政治参加や地方自治についての時間を設けております。しかしながら、教育課程では限られた時間で多くの教科、科目を学ばなければなりません。議会を傍聴することにつきましては、学習の一つの方法であると考えられますが、実施につきましては学校の考えを聞きながら、全体としての学習効果を検討しなければならないと考えております。

なお、ニセコ町まちづくり基本条例第11条では、子どもにおいても年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有するとしており、夏休み期間には子ども議会を開催し、子どもたちがみずからの意見を発信して実際にまちづくりに参加しております。このような機会はどこでも実施されているわけではございませんので、政治的教養を培う場としても位置づけしながら開催しておりますので、よろしくご理解のほどお願ひいたします。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 今教育長がおっしゃいましたように、ニセコ町では子ども議会ですか、これが実施されてきておりますけれども、実際の議会傍聴というのはなかったと思うのです。本議会の傍聴というのはされてこなかったと思うのですけれども、これは現実に本会議で実際の議会を見学して、そして私たちといかに生活と結びついているかということをごひ実感していただくということは非常に重要なことだと思います。今教育長がそれぞれの学校の計画とか教育基本法、いろいろなことをおっしゃいましたけれども、現実にはいろいろなところの傍聴というのをしている学校は全国で少なからずあるように私は調べた範囲では見ております。そして、そのときの子どもたちの意見なんかを聞いていますと、本当に私たちと密接に結びついている内容であるとか、それから

今度のときは選挙に行こうとか、それから生徒さんの中には自分は議員になりたいとか、そういう意見を述べているの也有ります。ですから、こういうことは、地域に密着した議会、本当の議会在生徒、児童が体験するというはとても大事なことだと思いますので、また子ども議会とは違うものがあると思いますので、ぜひそれを前向きに検討していただきたいと思ひますけれども、これからそういうことをする予定はないのでしょうか、伺ひます。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） 議会在傍聴することについては、学校の教育活動の一環で学校がそうしたいということであれば、それはもちろん議会のほうにもお願いをして参加したいというふうには考へておりますが、実は子ども議会が平成16年に第1回目の子も議会としてスタートいたしました、その子ども議会を始めるに当たって、実際の子も議会議員が、その前の年になるみたいですけれども、本議会在傍聴しているのです。つまり子ども議会を始めるに当たって、議会とはどういふものかというものをその前に子ども議会議員が傍聴したということが過去ありました。これは、報道等にも大きく載って、そのときに傍聴体験はしております。

私は、子ども議会在傍聴体験よりもさらに一步進んだものというふうには考へております。つまり子ども議会在単なる議会経験を積むというよりも、ご承知のように本町のまちづくり基本条例に従って子どもが実際にまちづくりに参加する。よりよい町をつくっていくために子どもとしての意見を述べる。あるいは、私たちの施策に対して質問をするという場になっておりますので、子どもたちがよりよい、議員おっしゃっているようにこういう議会活動が私たちの暮らしと密接に結びついている経験を子ども議会を通して子どもたちは経験しているというふうには私は捉へております。実際に昨年の様子をごらんになったでしょうか。子ども議会議員が10人の議員がおりましたけれども、私たちの説明員の答弁に納得いかなければ再質問するという子どもたちが何人もおりましたし、終わってから総括をして、その後事後活動としてニセコのまちづくりマップを作成したりしていますので、非常に子ども議会活動は充実をしているところですので、もちろん傍聴についても学校のほうにはご相談していきますけれども、それよりもむしろ教育委員会とすれば子ども議会活動をより充実、活性化を図ってまいりたいというふうには考へておりますので、ぜひ斉藤議員もその辺を応援していただければありがたいなというふうには思っているところです。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） 済みません。私今第1回目が平成16年と申し上げましたけれども、訂正をいたします。平成14年の1月9日に第1回目の子も議会が開催され、その前年度、平成13年12月、本議会在子どもたちが傍聴しているという記録が残っておりますので、訂正してお伝えをしておきます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） ということは、過去に1回、平成13年に本会議の傍聴があったという、私申しわけありません。知りませんでした。私の調べている範囲ではそれはなかったと思つたもの

ですから。それで、そのときは児童生徒、どういう子どもたちが傍聴して、そしてそのときの感想とか、そういうのは残っているのでしょうか。私は、子ども議会は子ども議会で大切なのですけれども、教育長は本会議を参考にして子ども議会をもっと活性化させることが子どもの政治教育というか、それに役立つということをおっしゃったと思うのですが、私はやはり本物をきちっと傍聴する。そして、私たち議員がどういうことを議論しているかということは、今度選挙に出る、将来そういう姿を見て子どもたちが自分も議員になりたいとか、それから議員活動とはこういうものなのかということを定期的に私はもっと盛んにしてほしいという気持ちがあって、そして質問させていただきました。ですから、ちょっとかみ合わないというか、教育長のお考えとは違うのですけれども、学校が判断するというのに、これはするかしないかというのは学校が判断することになるのでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 前原課長。

○学校教育課長（前原功治君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

私のほうからは議会傍聴された子どもたちについてご説明申し上げます。平成13年の12月議会を16人の子どもたちが傍聴しております。これは、子ども議会に参加する議員16名ということで、初めて子ども議会を開くに当たりまして、実際にどのようなやりとりをされているのかというところを学ぶために傍聴したというふうに聞いております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） 再度私のほうからお答えをさせていただきますが、先ほど言ったように傍聴を決して否定しているものではないということと、高校生には今18歳の選挙権が与えられておりますので、そういう要望があればぜひ進めてまいりたいというふうに考えているところです。ただ、議員も申しているように、政治が私たちの暮らしと密接に結びついていることを実感してもらうためのというのがその目的ではないかなというふうに思います。ですから、その目的、教育というのは目的、目標があって、活動があって、評価しますから、それによって教育活動は行っておりますので、本町の子どもたちは、政治、議会活動が私たちの暮らしと密接に結びついている。ただ単なる傍聴して実感するよりも先に進んだことを本町ではやっているというふうに、私はこれまでの第1回目からずっと積み上げてきたものについて非常にこれはすばらしい活動だなというふうに思っているので、そこをより充実してまいりたいというふうに考えているということでもあります。ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 2点目に参ります。高校の中途退学について教育長に伺います。

昨年ニセコ高校は、募集人員40人に対し、10年ぶりに定員数を超える45人の出願者がありました。40人が入学しましたが、現在教育行政報告では32名になっておりました。ということは8人が退学、学校を去ったこととなります。ニセコ高校の過去数年間の入学時点と卒業時点での生徒数の割合を比較し、中途退学の傾向とその原因と理由について、また近隣の高校の中途退学と比較し

て何か違いがあるのか、そこを教育長に伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答えをいたします。

ニセコ高校における入学者と卒業者数ということで、それについてお答えをいたします。平成25年からの数字を述べたいというふうに思いますけれども、平成25年入学生は39名、その子たちが卒業したときには31名になっております。平成26年度入学は30名、卒業の段階では27名。平成27年は入学が27名、卒業が24名。平成28年が入学28名に対して卒業生は22名、4年次に進級した子がおりますので、現在も在校生として1名残っております。ここからは、次は在校生になりますけれども、平成29年入学者数が22名、現在17名の在籍。平成30年入学者40名に対して在校生は33名。平成31年入学は17名となっております。ニセコ高校に入学する生徒たちにつきましては、自身や家庭環境などさまざまな事情を抱えている場合があり、ご質問のように中途退学の傾向や理由といったものは一概には言えないと考えているところです。日ごろから学校のほうでは個々の生徒と真剣に真摯に向き合い、対応をしてきているところでございます。

また、高等学校の退学者数については、文部科学省が実施している児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査により、集計値が公表されております。北海道でも公表しておりまして、直近データは平成29年度のものになりますが、データによると道内における1年生の中退者数は458人、中退率は1.9%になっております。その理由区分としては、学校生活や学業への不適応が34.5%、進路変更が29.3%となっております。なお、後志地区や学校個別の情報は公表されていないということで、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） ただいま教育長からニセコ高校の入学時と卒業時の生徒の割合が出ましたけれども、その後に平成29年度の道内1年生の退学者率ですか、これは道内全部になるわけですか。これは、定時制も何も関係なくということになる。それは1.9%ということになっているのですけれども、ニセコ高校の割合見ていましたら、これはざっと見て20%前後という割合になるのではないかなと思うのですけれども、かなり割合としては多いと思うのです。そして、1年生、先ほどこれは全道全体のことでお話しされましたけれども、1年生が学校生活不適応というのが34.5%という、これは最新のデータですか。

一般的に1年生に入学したときに、学校に合わないかということが理由で学校を去らなければならなくなるという生徒さんは一番多い、割合としては多いようなのですけれども、その生徒さんたち、学校を去った生徒さんたちがニセコ高校の場合はどういう、それはわからないということでしたか、済みません。これは、そういうことがわかっていれば、1年生にどういう対応をするのが、ニセコという土地に夢を抱いて、ニセコ高校に憧れてこの学校を選んで入学してきたのではないかと思います。ところが、1年間のうちに20%近い生徒たちが夢に沿わなかった。ほかにも理由があるかもしれません。この中で転校生も含まれているのでしょうか、それも後でちょっとお聞きしたいのですけれども、そして去った生徒たちが現在どういうことをされているのか、働いているのか、

それとも何か就職を探しているのか、そういうところ、子どもたちの去った後の状況、そういうことも大変重要ではないかと思っています。

そして、これは私が手に入れたのはかなり古いデータで申しわけないのですが、平成22年、文科省と内閣府が調査したものですから、もう8年ぐらいたっていますので、ちょっと事情違ってきているかもしれませんが、理由として一番に挙げられているのは、なかなか学校になじめなかったということが挙げられているようなのです。そして、退学した子どもたちに、これは定時制だけでなく全国でやったアンケート調査の記録なのですけれども、子どもたちに聞いてみると、高校を中退して、その意見を聞いてみますと、やっぱり学校を中退しなければよかったという意見もかなり出ています。多くは働いているという生徒が多いのですけれども、この中で最初から、このデータでは欠席とかがたまって卒業できそうもなかったことが一番に挙げられていて、その後に学校の校則が合わなかったということ、それから勉強がわからなかったということがあるのですけれども、ニセコ高校では、ニセコ高校の校則とか、それから学力、勉強がついていけないとか、そういうことが原因になっているということはないのでしょうか。そして、その子どもたちをどういうふうに、わかる範囲であるならば、学校としてはそれをどのようにフォローしているのか、そこを伺いたいと思っていますけれども。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） 中途退学者の数字は述べましたけれども、一人一人の理由についてここで述べるということは適切ではないと、いろんな臆測を生むものになりますので、それについては控えさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

それから、全道の数字は先ほど述べさせていただきましたけれども、これはおわかりのように北海道にはたくさん的高校があって、それぞれいろんな、定時制もあれば全日制もある。都市部にあれば地方にもあると、いろんな高校ありますので、一概に北海道の中途退学率と本校の退学率を比較することはできないのではないかなというふうに考えているところです。なお、高校の先生方は、それまでの間本当に一人一人に向き合い、指導や支援、サポートをしております。放課後活動だったり、あるいは寮もありますけれども、寮行事があるときには先生方も一緒に参加して子どもたちと一緒に楽しんだり、そういう行事を先生方自身も楽しんでいると、そういうことも取り組んでおりますので、本校の先生方については3年間学んで無事に卒業してもらいたいという思いで日ごろから接していることをぜひご理解、そしてご支援をお願いしたいというふうに思っております。

なお、去った子どもたちがどうしているかというところの把握はしておりませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 今菊地教育長から一人一人の理由は公表できないということで、プライバシーの問題とかいろいろとあるということで控えたいということで、それはそれとして受けとめておきますけれども、学校としては一人一人の生徒と向かい合ってきて、この子はこういう問題を抱えているのではないかと、ここで何とか、この子に何が問題なのかと向き合う、そういうことを先

生方も努力なさっていると思うのですが、ただこれ割合としてはせっかく少ない子どもたちが来て、そしてまたどんどんやめていく、割合としては、少ない子どもですから、3人でも5人でもやめていくと非常に割合的には多くなりますけれども、こういう子どもたちが一人でも学校を退学しないように、この学校を卒業していつてもらいたいという思いが私にはあります。ですから、ほかの成功している学校と言ったらなんですけれども、ここの学校には退学者は本当にいないということを出している学校があります。ですから、ニセコ高校もここの学校からは退学者はいないという、そのくらいの気持ちで、せっかくここの学校に来た生徒たちに対して何とか卒業していつていただきたいという、そういういろんな分析でも研究でもぜひもっともっていただきたいと私は思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） 入学した子どもたちが3年間、無事に卒業してもらいたい、こういう思いを誰よりも親、そして高校の先生方が思っているのではないかなというふうに思っております。私たちは、それを全面的に支援してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 0時57分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

齊藤うめ子君。

○5番（齊藤うめ子君） 5番、齊藤うめ子です。引き続き一般質問を始めさせていただきます。

3件目、男性の育児休業について伺います。昨年の日本の出生数は91万人台で、人口の減少は進む一方です。少子化対策、女性の活躍、家族のきずなを強めるために、政府は男性の育児休業取得率を2020年までに13%を目標に掲げておりますが、ニセコ町役場の男性職員の育児休業の状況について町長に伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの齊藤議員のご質問にお答え申し上げます。

ニセコ町役場職員の育児休業につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律、職員の育児休業等に関する条例、職員の育児休業等に関する規則に定められております。役場の男性職員が育児休業を取得した実績は現在までのところございません。育児休業の取得については男性、女性の別なく取得が可能な制度ですので、想像としてはそれぞれのご家庭で判断されているものと考えております。また、今後においては、職員からあらかじめ育児休業取得の申し出があった場合は、可能な限り正職員を配置するなど、育児休業を取りやすい体制をとるよう配慮してまいりたいとい

うふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤うめ子君。

○5番（斉藤うめ子君） 町長からニセコ町ではそういう前例がないということで、大変何とも言えない複雑な心境なのですけれども、さきに述べたように、男性の育児休業というのは非常に大切だということはもう大分前から叫ばれていると思うのです。そして、つい先日ですけれども、これは新聞によるものなのですけれども、自民党の有志議員たちも法改正を視野に、またさらに男性の育児参加に向けて意識改革を進めるということを目指しているようです。それで、本当に子育てというのは女性だけのものではなくて、今現在男性も女性もほとんど仕事を持っていますので、出産の場合女性が認められた出産の規定に基づいて育児休暇をとられますけれども、同時にこれは子育てというのは女性だけのものではないし、男性も参加して一緒に子育てをすることが本当に大切ではないかと思います。

それで私、役場の職員の方だけではないのですけれども、赤ちゃんが生まれた男性の方に育児休業をとっていらっしゃるかと尋ねてまいりました。そうしましたら、残念ながら男性からは、妻が産休とっているから、もうそれでいいという考え方でいる方が圧倒的に多かったのです。誰も自分とはとっていませんという答えでした。女性のほうも私が休みをとっていますからということで、あえて夫に休みをとってほしいという答えはなかったのです。つまりいまだに育児や家事というのは女性が担うものという日本の伝統的観念変わっていないのだなということを感じました。子育てというのは男女が共同で育てるという意識がまだまだ育っていないのではないかということがうかがえました。

いろいろ今研究、先ほど申し上げたように、日本少子化対策というのは国挙げての重大問題なのですけれども、男性の育児参加への意識を積極的に進めることによって出生率も向上するという可能性があるということと言われています。そして、女性に偏りがちな育児や家事の負担を夫婦で分かち合って、そうすると女性もまた次の子供を産みたいという出産意欲が高まってきますし、また仕事の継続もできる余裕というか、精神的、身体的にも心身ともに余裕が出てくる可能性が高くなってきます。ですから、次世代を担う子供たちを安心して産み育てるために、男性にも育児に参加していただいて環境を整えていくことが一番の少子化対策になるのではないかと思います。

それで、まず役場職員の男性職員から育児休暇をとるように奨励するというか、そういう雰囲気をつくっていくことが大切ではないかと思います。いろんなお話を聞いていましたら、やはりなかなか男性から仕事を休んでまでとれないという全体の雰囲気というのがあるようなのです。それから、自分も仕事を中断しなければならない。そういうことがあって、なかなか言い出しづらいということがあるようです。そして、役場の職員の方なのですけれども、もうお子さんちょっと大きくなりましたけれども、朝から晩までお父さんがいなくて、休みもない。お父さんの顔を見ることがなくて、ニセコ町の役場の職員の家族の方ですよ、そういう中で子供が育っていったというお話を一人ならず何人かの方から伺いました。ですから、まず役場からこういうことを率先して育児休暇をとれる環境というのでしょうか、そういうものをつくっていくことが大切ではないかと思いました。

そして、男性もとれる改正育児・介護休業法というのが一昨年、2017年にスタートしていますけれども、私も詳しく知らないので、可能な限りいろいろと調べてみましたが、一般の事業者と、それから公務員とまた違う法律になっているのです。それで、男性もちろん改正法によって子どもが2歳まではとれる。ただ、聞いていますと、ノーワークノーペイだということなのです。働かなければお金を払ってくれないということなのですけれども、そのかわりに、そのかわりといえますか、いろんな手当というか、そういうものもついてくるようなので、育休中の給付金だとか、それから非課税、給付金非課税になるとか、いろんなメリットもありますので、全額はもらえなくてもトータルにすると67%が休業していても給付される。休まない原因の一つには給料が減らされるということが大きな原因の一つにもなっているようなのですけれども、多少給料が減らされても、これかけがえのない。男性が育児が嫌いだということは決してないと思うのです。育児がどんなに楽しいものかということを経験というか、実際にとることによって体験していただく、そしてこれを広めていく、それが子どもの出生率にもつながってくる。そして、女性も活躍できる。そういうことにつながってくると思いますので、ぜひまず役場からそういうことを町長、検討していただきたいなと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 議員おっしゃったとおり、育児休業を取りやすい、そういうことも言いやすい雰囲気というのは重要だと思いますので、そこは職員の啓発も含めて進めていきたいなというふうに思っています。なお、職員組合ではこういう勉強会をやっているというふうに聞いておりますので、可能であれば育児休業をとっていただけるような職場環境を順次整えていきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） これ質問ではないのですけれども、改正といっても改正法を読んでいくと最大限乳幼児が2歳までという規定になっているようなのです。でも、子育て期間というのは、成長期間というか、子供を育てる期間というのは夫婦ともに余裕というか、そういうことが非常に必要になってきますので、私はもっと年齢を延長してもいいのではないかと。それと、短い時間でも、1日とか半日だとか、必要だったら小まめに1時間でも、例えば子どもが病院に行く、何かをするといったときに30分とか1時間でもとりやすい環境というのですか、小さいお子さんを抱えていらっしゃる方を優先というか、とりやすい環境というのをこれからぜひ検討して、ますますニセコ町がたくさんの子どもが生まれるように頑張ってくださいたいなと思っています。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） 私のほうから若干役場職員としての育児休業についてご説明させていただきます。

先ほど町長から申し上げましたように、法律、それから条例、規則等に基づきまして、うちの職場としては対応しているところでございます。それと、育児期間中の給料というか、給付の関係でお話ちらっとありましたので、これは公務員の場合なのですが、育児休業給付金というのが共済組

合のほうから出ることになっておりまして、先ほど議員おっしゃっていたように67%ということなのですが、公務員の場合180日までが標準報酬月額額の67%、180日を超えた以降が0.5ということで、1歳まで共済組合のほうから育児休業給付金が支給されるというのが原則ということでございますので、つけ加えさせていただきます。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○5番（斉藤うめ子君） 4問目に行きます。2030年開催の冬季オリンピック・パラリンピック関連予算について伺います。

札幌市は、冬季オリンピック・パラリンピック開催目標を2026年から2030年に変更しました。ニセコ町は当初2026年開催を目指していた札幌市に協力を表明し、アルペン競技をニセコエリアで開催するとして、その準備のためにこれまで平昌五輪視察派遣事業費約700万円を支出してきました。2026年の開催がなくなった現在、改めてオリンピック・パラリンピックの招致に関して協力の是非を町民の皆様とともに検討することが必要ではないかと思えます。今年度冬季オリンピック・パラリンピック招致関連予算49万円を計上しておりますが、現時点でその必要性があるのか、教育長、町長に伺いたいと思えます。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの斉藤議員のご質問にまず私のほうから予算の関係でお答えをしたいと思います。

今年度の冬季オリンピック・パラリンピック招致関連予算につきましては、次のとおりとなっております。札幌市などとの担当者間の事務打ち合わせ、スキー競技関係者との打ち合わせ及び招致期成会出席など会議などへの参加旅費に22万2,000円、担当職員の招致事務に係る時間外勤務手当に18万8,000円、その他招致期成会負担金等諸経費が8万円、合わせて49万円を計上しているところであります。いずれも冬季オリンピック・パラリンピック招致に向け、札幌市との連携を図る上で必要な経費であると考えております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

2026年を目標とした札幌冬季オリンピック・パラリンピックの招致に向けて、これまで札幌市、北海道はもとより、倶知安町、帯広市など関係自治体との協力、連携を図ってまいりました。これらにつきましては、2030年招致についても同様に協力をしてまいりたいと考えております。今後の活動や開催についての概要が札幌市から示されましたら、教育委員会や関係機関と連携のもと、町民の皆様にもお知らせをして説明や懇談の場を設けてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） その点について、これはニセコ町としては町長の今答弁からお聞きしたように、2026年からの引き継ぎというか、そのまま2030年にシフトしたから、そのまま札幌市と協力するという姿勢でいらっしゃるということなのですね。ですから、関連予算もつけて、いろん

なさまさま、新聞にも出ていますけれども、そういうことなのですからけれども、私は何よりもまず、前回の2026年の予定のときもそうだったのでありますが、ニセコ町は札幌市のオリンピックに協力するという表明はしておりますけれども、まず何よりも第一に町民への説明、それが十分になされているのか、町民の意見を伺っているのか、そこが一番私は重要なところだというふうに思っております。

それで、いつもこれ持っていますけれども、まちづくり基本条例の中で第3章の6条、全体に情報共有、それから住民参加のことがありますけれども、第6条のところで、町は町政に関する意思決定の過程を明確に明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるように努めなければならないとあります。これが私はオリンピックに関してまだまだ十分ではないと思っております。そして、私は、2026年に開催を予定していたときの2017年の11月22日なのですからけれども、町民センターで松澤係長がオリンピックのこと、これ職員向けのオリンピック説明会だったのでありますが、議員の方も来て結構ですということで、私も参加しました。私たった一人だったのでありますが、そのときに大変詳しく予定表とか説明して、職員対象の説明でしたので、そのときは佐藤課長もいらしたと思うのですが、その中で、前の長野オリンピックのときはどうだったか、そして白馬村がアルペンの競技用として使ったときはどうだったか、そして財政の問題とか、それから経費のことについて非常に詳しくお話を聞きました。そのときに、もしこれがニセコ町で開催されるということになったら、時代が、年代がまた違ってきますから、内容も変わってくるかとは思いますが、一つの参考例としてお話を聞いたときに、これは本当にニセコ町でできるのだろうか。白馬村の場合は20億円の借金をしたというお話で、何十年かです。まちは、オリンピックを開催するというだけの目的で皆さん協力してやったというふうなお話を聞きました。そして、借金も20億円、それをちゃんと返したようなのですけれども、何しろオリンピックには経済的な問題が、経費というのが非常にかかると思うのです。

ですから、申し上げたいのは、まず何よりも町民の方がオリンピック開催に対してどれだけ理解して協力するという姿勢があるかどうかということをやはり町はもっともっと丁寧に説明していく必要があると思うのです。ですから、前回平昌オリンピックに700万円経費を出して使節を送ったということでもいまだにいろいろと批判というか、お話しされる方もいらっしゃるのですけれども、もしニセコ町で開催、これもまだ決まっていないことですが、2030年目標にして、そして2030年にアルペンがこの場になったときに、それでもいいのかということ。まずオリンピックありきで札幌市に協力するということを大前提に私には聞こえますけれども、まずは町民に丁寧な説明、開催した場合は前回2017年に聞いたような、前は長野でしたときはこうだったよとか、そういうことを町民に丁寧に説明する必要があると思うのです。いざ開催ということになれば、町民の協力、理解、それから費用の問題も全て一致団結してやっていかなければ非常に難しいのではないかなというふうに思っています。そして、それがまだまだなされていないように私は思います。町民の方々とお話ししていますと。

それで、最近オリンピックも、ことしの何月ですか、次の2026年の冬季オリンピック決まるそうなのですが、この中で要するにニセコ町がアルペンを開催しなければ、札幌オリンピックは開催

できないというお話をよく耳にしました。会場としてニセコ町が。でも、ニュースを聞いていますと、会場がなければ隣国で、例えば韓国とか、北京だとか、ほかの国で、国内にあればあって、それはいいのですけれども、ほかのところでも開催できる、分散することもできるということをしきりに言っています。一国の経費になることが大変ということになれば。そういうふうな時代とともに変わってきているのですけれども、私は何よりもまずは町民に丁寧な説明を繰り返して、そしてニセコ町でオリンピックのアルペンを開催したときにどういう意見があるかということをしきりと繰り返し説明等をしていくことが大切ではないかと思えます。そして、オリンピック開催になりますと、これも非常に大きい問題として挙げられているのですけれども、会場になる東山のところの自然破壊の問題です。自然破壊の問題、どうしても影響はあると思えます。それと、オリンピック後どうなるのか。予測できないこともたくさんあるかとは思いますが、そういうことも入れて町民に納得するような説明をした上で、この町がもしオリンピックを開催するとすると一致団結して協力するという姿勢をつくっていかなければ、つくっていくことが町の責任ではないかなというふうに私は思っております。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） オリンピックにつきましては、まだ詳細といいますか、概要も2030年につきましては決まっておりますので、ある程度の概要ないと議論といっても単にオリンピックのイメージとして好きだ、嫌いだという議論になるのではないかなというふうに思っていますので、そこは主催者である札幌市並びに北海道から具体的な提案があれば、皆さんとまたいろんな面で協議をしながら熟度を上げていきたいというふうに思っています。

平成23年7月22日、札幌市、倶知安町、ニセコ町のMICEに関する連携協力についてということで、協力しているいろんな国際イベント、もちろんオリンピックもそうありますが、MICEの誘致促進、開催支援並びに受け入れに係る両地域の魅力向上を目指し、互恵的な立場から連携、協力を図るということで、MICEについていろんな情報交換しながら協力し合って進めましょうということの協定を結んでおります。また、5として、この中の6つぐらいのいろんな協定の中にありますが、MICEの受け入れ環境の魅力向上のため、札幌市の高度な都市機能や倶知安町、ニセコ町の国際リゾート地での自然環境、ブランド力など、両地域が保持する特徴を最大限に生かしつつ、相互補完的かつ有機的な連携を図ってまいりましょうということにして、これまでも札幌市で国際会議があるたびに私どもも招待状をいただいておりますし、具体的なオプションツアーであるとか、そういうことも含めてさらに今後連携を強化しながら、この地域全体のエリアの観光振興並びに地域活性化を図ってまいりたいと、そのように現在考えておりました、現在のところまだ具体的な話というのはありませんので、来た段階でまた皆さんとご相談させていただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 私のほうから町長の今の答弁に補足する部分で、現状と今後の運営についてお話ししたいと思っております。

2026年から2030年の変更につきましては、去年の12月の定例会のときに斉藤議員よりご質問いただきまして、回答しているところでございますけれども、これらに基づきまして、2030年に招致目標を置きまして、これまで確認された課題等の洗い出しと検証を現在進めております。なお、2018年2月から3月に実施しました平昌オリンピック・パラリンピックの視察については、札幌市初め関係自治体、団体による大会開催実例の検証とその共有化がなされ、新たな計画へ反映させていくことが確認されているところでございます。これから生かしていくことが成果ということで捉えております。

それで、町民の皆さんとの検討の場につきましては、これらの検証を踏まえ、オリンピック・パラリンピックの目指す姿、ニセコ町のかかわりと位置づけ、とりわけ注目度が高い費用並びに人的負担の概要と検討項目がそろったら皆さんに協議させていただきたいということで札幌市と確認しております。めどとしましては秋口とはなっていますけれども、いろいろ微妙といえますか、難しい事項もありますので、その部分が調いましたら皆さんに具体的な検討項目をお示ししてご検討いただくということに考えております。随時状況が変われば皆さんにご報告したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 最後に1つだけ、札幌市もそうでしたけれども、2026年、ちょっと私ここに資料がないので、違っていたら困るなと思うのですが、オリンピックに札幌市がまず名乗りを上げるかどうかといったときに札幌市民のアンケートをとっているのです。そのときは非常にいい結果が出ているのですが、そういうふうにもまめにとりかかるとか、2014年となると12年前になるのですが、そういうふうにも先にオリンピックやることについてどう思いますかという市民の意思を確かめる。それと同様にニセコ町民の意思も、オリンピックをどう思いますかというアンケート、そういうアンケートを実施することも準備するためには大事な一歩ではないかなというふうには私は思っています。そのアンケートをとる意思はないでしょうか、今までなかったと思いますけれども。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 具体的なもの何もない中で、どうですかとアンケートをとっても答えようがないので、多分好き、嫌いのレベルのお話になるのではないかと私は思いますので、そういう考えは今のところありません。ただ、具体的になって、例えば町でこんなことを負担も含めてしなくてはならない状態になったときは、それは我々のこのニセコ町にとってのいろんな意思決定をしなくてはなりませんので、その場合は当然そういういろんな手法があり得るというふうには思いますが、今現在では通常のMICE協定に基づいて連携、協力するというふうに進めていきたいなというふうには現在のところ考えているということでもあります。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○5番（斉藤うめ子君） 最後の質問です。ニセコ町の交流都市について教育長に伺います。

現在ニセコ町は、マキノ・ニセコ交流会の支援を行っておりますが、その支援の内容について伺

います。

また、このほかに姉妹都市または交流都市として連携を結んでいる自治体または国があれば、教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの斉藤議員のご質問にまず私のほうからお答えをしたいと思います。

滋賀県マキノ地区とニセコ町とは全国で2つしかない片仮名の町名を縁として、昭和53年に姉妹都市の提携を結んで以来交流を始め、平成17年にマキノ町が他町村と合併してからも新たな交流に関しての覚書を締結し、友好関係を築いております。マキノ・ニセコ交流会は、交流の具体化、持続化を図ることを目的に、平成24年10月に設立されました。設立後交流した内容としては、相互訪問、両地域でのイベント等で特産品の紹介や販売促進、交流研修、公共施設や文化遺産などの視察などがあります。今年度は、本町の会員がマキノ地区に訪問する年となっており、町として会への事業補助を支援しております。このほかに実施している教育委員会主催の交流事業としては、少年リーダーの養成と郷土を愛する心を養うことを目的に、滋賀県高島市及び鹿児島県薩摩川内市の児童生徒を対象に、高島市とは洋上セミナー、薩摩川内市とは少年の翼セミナーを実施しております。また、有島3兄弟ゆかりの地として本町の有島記念館、薩摩川内市のまごころ文学館、現在は長野市の有島生馬記念館、この3館は姉妹館としての連携を行っているところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、私のほうからも斉藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

滋賀県高島市、鹿児島県薩摩川内市の交流につきましては、教育長から説明させていただいたとおり、子どもたちの交流事業を中心に交流がされているという状況でございます。そのほか、福島県国見町とは平成25年11月19日に災害時相互応援協定を結び、その縁で国見町から夏に桃の販売のため、国見町長を初め関係者の皆さん、さらには国見町の子どもたちも地元の桃の販売体験などを目的にニセコ町に来訪されております。また、本町からも国見町の産業祭や国見町の道の駅のイベントでの物販など、ニセコ町の特産品の販売を行うなどの交流を行っているところであります。

なお、参考までであります。ジョージアという国のボルジョミ市からは、ニセコ町に来訪された担当者レベルでのお話ですが、姉妹都市の打診が3年ほど前にございました。また、これを受け、ジョージア大使館の大使からも、JICAの支援によるニセコ町とジョージアとのワインの交流実績があることから、可能性について打診があったところであります。こういった場合は、物語とか地道な交流の積み重ねというのが大事でありますので、将来的な可能性としては検討し、今後こういった地道な活動等交流があれば、進めていきたいというふうに考えております。

今後とも内外との交流を積極的に行うよう配意してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤うめ子君。

○5番（斉藤うめ子君） 今ジョージアの話は初めて私は耳にしたのですがけれども、福島県の国見

町のことは災害協定を結んでいるということで現地を視察したことがあります。

もとに戻りまして、マキノ町の交流、マキノ、ニセコ交流なのですけれども、手元にある「もっと知りたいことしの仕事」の予算を見ますと2013年から予算がどんどん少なくなっていて、最初は56万円、それから2014年も56万円、2015年が46万円、2016年がゼロ万円、2017年が39万円、2018年がゼロ万円で、2019年が30万円という補助金を出しているのですけれども、最初に質問したように、ことしはマキノ町に交流使節団を送るというお話だったと思うのですけれども、マキノ町と同じ、最初にお話ししたように片仮名の姉妹都市ということで提携を結んだと思うのですけれども、これ今高島市の一区になっていて、ですから姉妹都市という名前ではなくて、交流都市ですか、交流都市というふうに名称が変わったのでしょうか。

それと、このほかに、そうなる姉妹都市というのは今現在ニセコ町にはないということになりますか。交流都市、それから友好都市というのはどういうふうに違いを位置づけているのか。国見町とかジョージアとか、ジョージアは打診があったということで、正式に結んではないと思いますけれども、そして交流の中身というか、世代も交代してきて、マキノ町を知っている方は知っていると思いますけれども、新しい方とかいろいろと来て、知らない方もたくさんいらっしゃると思いますし、それから交流の中身です。どういうことをしているのかということがなかなか見えづらいのですけれども、どういうことをやっていらっしゃるのか教えてください。

○議長（猪狩一郎君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 私のほうから、交流の内容といいますか、その部分についてご説明したいと思います。

マキノ・ニセコ交流会ですけれども、先ほど教育長からの説明のとおり、平成24年10月に設立されました。それまでマキノ町との姉妹都市の関係の中で、昭和53年からマキノ・ニセコ交流会ができる前まで商工会の役員の方とか青年部の方が交流して、かなり歴史と友好関係を築かれたということで承知してございます。それで、マキノ町が高島市に合併する際だったのですけれども、向こうのほうから今まで培ってきた友好関係を維持しようという動きがありまして、こちらも賛同させていただいて続けてきたということでございます。

それで、平成24年度からスタートしまして、相互訪問というか、そういうことをしてまして、例えばこちらでいうと産業まつり、向こうでいうとカントリーフェスティバルという、同じ産業まつりの位置づけありまして、そちらでの物産の販売、それとPR促進、それと関係者の交流会、それと以降の交流のあり方について勉強会をしていったところでございます。それを平成24年度から毎年度続けてきたところです。それで、平成27年度からは隔年でこちらから行くということになっていまして、ことしがこちらから訪問させていただく年になってございます。時期につきましては未定ですけれども、向こうとの例えば産業関係の交流とか、適時にあわせて実施したいというふうに考えてございます。そういうことで、昨年度はこちらからの訪問はありませんでしたのと、向こうからも来る予定だったのですが、夏場に風水害があったと、それとこちらでは秋に胆振東部の地震があったということでお互い災害に当たっているの見合わせましようということになっております。ことしの先方から来る予定についての確認はしておりませんが、予定でいくとお越し

になるかなというふうに思っております。ということで、産業交流部分の交わりということになっていまして、あとこちらからも生産者の方から交流をしていただいて、それぞれ情報交流ということをしているところでございます。

活動の概要については以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 調べていましたら、長野県長野市の旧信州新町という、交流都市の中にあるのですけれども、そちらのほうはどのような経過になっているのでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） ご質問ありました姉妹都市、友好都市の関係を結んでいる町村は、今現在ございません。今ご質問ありました長野県信州新町につきましても、以前は有島のつながりで行き来をしておりましたが、現在信州新町は長野市のほうに合併になっておりますので、先ほど教育長から説明ありましたとおり、有島3兄弟のゆかりの地としての記念館の姉妹館としての連携は行っておりますが、交流は今現在行っていないところでございます。

また、高島市マキノ地区とは、先ほど教育長から説明ありましたとおり、新たな交流に関する覚書を締結をして、その中での友好関係を築いているということでございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 小松弘幸君。

○7番（小松弘幸君） 7番、新任の小松です。立ち位置が変わりましたので、まだふなれでございしますが、どうぞよろしく願いいたします。それでは、通告に従いまして、一般質問させていただきたいと思っております。今回は企業誘致とインフラ整備についてご質問いたします。

全国的な人口減少が進んでいく中、ニセコ町は人口が増加傾向にある珍しい自治体です。本町では、特に都市圏から移住、定住人口の増加を図るため、町の情報を発信し、PRを実施されています。また、住宅不足解消に向けて民間集合住宅の誘致、建設の促進とニセコ町にマッチングした企業誘致にも取り組んでいます。現在は、光ファイバー網は整備されておりますが、企業立地、受け入れ用地の確保やそれに伴うインフラ整備が必要不可欠だと思っております。企業の進出によって雇用の創出と税収の確保、さらには地域産品、資源の利活用も生まれます。ただ、町政執行方針には、企業の誘致について以前から用地の確保や基本的インフラ整備が投資案件に対応し切れていないと記されております。企業誘致を推進するために今後どのような計画を立てて進めていくのか、町長の考えを伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの小松議員のご質問にお答えいたします。

ニセコ町の企業誘致のスタンスは、地域特性や地域ニーズに合致し、ともにまちづくりを進めるパートナーとなり得る企業に進出をしていただくことを基本に考えてきております。その上で、国の法律や町独自制度などをもとに一定程度各種企業の設備投資等を後押しする環境を整えてきているところでございます。ただ、ニセコ町に進出したい企業は観光業から製造業、アパート建設などさまざまな業種にわたっており、あらかじめ大きな投資が必要な工業団地等を自前に造成するなど

の方法は現時点ではなじまないものというふうに考えております。一方で、企業進出の際、地域によっては議員ご指摘のとおり基本的なインフラの整備が追いついていない状況があるのも事実でございます。このため、ニセコ町企業誘致ガイドライン等にのっとり、現状のように一つ一つの案件に対し常に関係課が連携し、1件1件丁寧に相談、協議、指導等業務を担う方法で企業との信頼関係を築き、そして対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） ニセコ町企業誘致を推進するためのガイドラインを策定しておりますが、今後企業誘致を進めるためにも目的、定義、企業の認定、助成措置などや理念の部分も含めた、ハードルは高くなくてもいいですから、企業誘致条例を制定し、取り組むことが大切だと思っております。インフラ整備というと産業や生活基盤として整備される施設を指しますが、狭い意味では道路建設、拡張、上下水道の整備充実を言います。現在ニセコ町の水道事業は6つの簡易水道、2つの飲用水供給施設、1つの専用水道から構成され、給水されています。水道施設維持費用や事業運営経費の一部を一般会計からの繰入金で賄っていますが、料金体系を変更し、計画的に各設備の更新を行い、将来にわたって持続可能な水道事業運営を目指しています。以前は水道利用者の件数に合わせて配水管の太さを決め、布設していたと伺っております。ただ、最近は市街地以外にも多くの皆さんが土地を求めて、どんどん住宅がふえております。土地があっても現在の配水管の太さではあと一、二件は可能ですが、それ以上は水量も足りなく、給水が難しい地区があると聞いております。また、市街地では、大もとのためている水槽である配水池ですが、夜間に水量を回復しますが、使用するまでに満水を迎えず、水の容量が足りない状況が発生し、給水バランスがとれていないところがあるようです。こういった状況を今後どう対処するのか、ご意見を伺います。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 私のほうから、前段の企業誘致の目的云々に関するルールをというところでございました。

これにつきましては、現状で企業誘致のガイドラインというのを設けていますということと、それから地域未来投資促進法という法律があって、それに伴ったニセコ町での基本計画、これらも一応定めております。その中で、おおむね観光関連産業等を中心とした企業誘致に対する一定程度のインセンティブをきかせるような制度が使えると、ニセコ町独自のお金ではないですけれども、ニセコ町がそういう計画を定めることによって国のそういう制度を引っ張ってこれるということも含めた一定程度の誘致に関する方向性は持っているということで考えているところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 石山課長。

○上下水道課長（石山康行君） 私のほうから水道のほうの部分についてお答えさせていただきます。

まず、配水管の太さについてということで、配水管の太さでは水量が足りないのではないかとということですが、まず配水管を太くするためにですが、建物を建築しようとする箇所の配水管を太くすればよいのではないかとこの考えもありますが、その部分を太くするだけではなく、水利計算に

基づいて計算しなければならないのですけれども、その部分の配水管だけではなく、上流側の配水池までの配水管も太くするというので、下手すれば例えば下流側、配水池よりも5キロも6キロも下にある家であれば、配水池からその部分を全部太くしなければならないということも起きてきます。また、その配水管を太くすることによって配水池の大きさもまた大きくつくらなければならないということや、また水源ももしかしたら水量の確保も必要となってくる場合もあり、水利権なども関係してきます。水道事業を行う上では、水道認可の変更届なども必要となってきます。そういうこともろもろいくと、配水管を太くして水量を増強するためには相当の時間、またお金もかかってくるということをまず理解願いたいと思います。

あと、給水のバランスがとれていないところがという部分なのですけれども、今現在市街地区が、元町、有島、町の中を含めたところを市街地区と言いますが、時期により配水池の水量が不足ぎみとなってしまっていて、今年度水源調査を行うこととしております。内容といたしましては、新たな水源の可能性、また昔使っていた、40年以上前に使っていた旧水源を利用できるかの可能性、また新たに地下水です。ボーリングにより水が出る可能性なども検討し、今後の水源の水量確保を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの質問の中で大きく2点あったと思いますが、まず企業誘致条例と申しますか、それに類するような町の理念を明らかにしたものが必要ではないかということでありまして、それにつきましては先ほどもご質問いただいたとおり、ちょっと研究をさせていただいて、どうしても我々企業誘致条例つくるときは経済産業省の補助金を入れるためにつくっているとか、工業団地をつくったので、そこに誘導するためにつくっているという条例が各自治体個別にあるのですが、そこは総枠でニセコの理念を明らかにするような意味での企業誘致と申しますか、町の態度を明らかにする意味では価値あるのではないかと思いますので、ちょっと研究をさせていただいて、ご協議させていただければと思います。

それと、水道につきましては、現在担当課含めて町全体の水道バランスを見ながら、将来の投資効果を見ながら今判断させていただいているところであります。町全体のことをやるというのはとても不可能な今状況になってきておりますので、将来の持続性、そのエリアごとにおいて、そして将来全体における可能性を検討しながら、ここはやっぱり自分たちの責任において井戸水で、地下水でやってほしいということで、そういう箇所も既にあります。そこは、将来の水道会計の負担にならないような物語の中でじっくり判断をしていきたいというふうに思っています。

また、今後につきましては、配水池なんかも今水道課長、担当課長申したとおり、ことし調査するという事になっておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） ただいまご説明ありましたように、布設している配水管を入れかえるとなると、大もとからかえなくてはならない状況が想定されます。そうすると相当額の設備費がかかり、現実問題厳しい旨はわかりますが、将来を見据え、計画を立て、段階的に投資をしなくてはいけな

いのではないかと思っているところでもあります。

また、ただいま町長から条例問題に関して前向きなお話聞けたので、よかったなというふうには判断しておりますが、観光客の増加や給水人口がふえることによって水量が心配されます。今後も給水量の確保に向けて新たな湧水を求めなくてはいけない時期に来ているのではないかなと思っております。これは、近々の問題ではないかなというふうに思っております。この問題をさらに前向きに進めていただきたいなと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 水源地につきましては、昨年もいろんな場所、現場含めて調査しております。ことし具体的にきちとした形での調査も行いますし、またいろんな面で新幹線工事の関係等を含めて今調査活動を行っておりますので、将来を見据えつつ、またいろんな計画をつくってまいりますと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、浜本和彦君。

○6番（浜本和彦君） 6番、浜本です。通告に従いまして、質問させていただきます。

インフラ整備について。ただいま住宅建設は増設の一途をたどっておりますが、これに伴い、現況と今後の問題点を伺います。

1つ目、各地区にあります水道施設の水量は賄われているのか。

2番目、ごみ処理は適切に処理されているか。

3番目、下水道施設の管理状況、衛生センターの今後の方向性について伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの浜本議員のご質問にお答えいたします。

1点目の各地区にあります水道施設の水量は賄われているのかという件でございますが、本町の水道事業では9つの水道施設がございます。中でも市街地区の施設が最も大きな供給施設で、1日に1,000立方メートル以上の水を供給しております。建築物の増加により、この2年間で市街地区では2割近い配水量がふえているため、時期により配水池水量が不足ぎみとなっており、今年度で新たな水源調査を行うこととしております。そのほかの施設におきましては、現状において水量は足りておりますが、建築される箇所の配水管の太さや建築物の使用水量の多いものには対応できていない箇所も出てきております。

次に、2点目のごみ処理の関係でございますが、ニセコ町ではダストボックスの維持管理は各自治会で行っていただいております。ここ数年来、民間集合住宅、アパートの建設が増加をしております。役場としては新しくアパートを建築する方にはダストボックスの設置と管理をお願いしてきているところでございます。ごみの排出時の分別が悪い場合には、管理をしている方をお願いをして、入居している方に指導していただくこともございます。また、外国人の方には、現在ごみ袋の英語表記に取り組む中で、今までのごみ袋の在庫がなくなり次第順次英語表記にされたものにかえていっている途中でございます。このほか、そもそもごみの分別を理解していない外国人居住者もおられる場合があります。この場合につきましてはそれぞれの外国語のできる国際交流員に同行願い、職員ともども個別に説明するということが随時行っているところでございます。今後新た

にごみの収集で何か問題が出てきた際には、委託している事業者の方とも相談しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の下水道施設の管理についてでございますが、下水道施設の一つには下水道管路があり、管路施設で22.5キロメートルの管理をしております。管路内の点検はなかなか難しく、できないため、管路上にあるマンホール箇所でのふたをあけての目視点検を行っております。マンホールポンプ場においては、週1回の点検管理を実施しているという状況でございます。また、下水道管理センターにおいては1日約700立方メートル前後の汚水が流入してきており、水質検査を実施して水質の管理に努め、適切に真狩川へ放流を行っております。下水道汚泥につきましては、水分管理を行った後、堆肥センターへ週1回運搬し、堆肥化に努めているところでございます。

最後に、羊蹄衛生センターの今後の方向性についてでございますが、羊蹄衛生センターは羊蹄山麓管内4町2村で構成する一部事務組合、羊蹄山麓環境衛生組合が運営をしているところでございます。昭和44年11月に建設され、約50年が経過し、老朽化している施設であり、平成27年度に開催した町村長会議において令和11年度末、平成では41年度末になりますが、までに今の処理施設にかわる新たなし尿処理施設を検討するという事で合意をしております。現在関係する山麓6カ町村で話し合いを続けているところでありますので、内容に進展がある都度お知らせをしてまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 浜本和彦君。

○6番（浜本和彦君） ありがとうございます。水道管理については、小松議員が前に質問していただきましたので、かなり聞いておりましたが、問題は今後何年かけてどうするかと、それが一番問題かと思っておりますので、長期的な計画、現時点で持っているかどうかわかりませんが、費用もかかる、年数もかかるということですので、早急にその部分については検討いただきたいと思えますし、ぜひ早目をお願いできればと思います。

それから、次のごみ問題ですけれども、私だけでなく同僚議員が何度もこれは質問させていただいているかと思っておりますけれども、今町長のほうから返答がありましたけれども、毎回いろんなことで注目を浴びて、いろんな質問していますので、元来よりは進んでいるかと思っておりますけれども、私が知る限りではまだ依然として分別がきちっとされていない。それから、別荘地においてはごみの投げ捨て、散らかっているという問題がまだ依然として解決できていない。それから、ごみの量がふえているにもかかわらず、余り対策が打たれていないということについて今後どうするか。

ごみ袋の問題がありましたけれども、私は知っている限りでは、ごみ袋については何種類もやるのではなくて、多分今担当のほうでも検討されているかと思うのですけれども、何とか別な方法でやれないのかと。そうすると何種類もつくる費用が種類を減らすことによって単価が安くなるという、そういう方法も、他町村も含めてそういういいものがあれば検討していただいて、つくるときには同じものをどっと安くできるような対策とったほうがいいのではないかと思いますけれども、その辺でもし検討されていて現在発表できるものであれば、発表していただきたいと思えます。

次に、下水道問題ですけれども、下水道の管理センターは非常に特殊なもので、修繕費も毎年何千万円も、それから場合によっては年数がたてば自動的にかえなければいけないというものはあり

ますけれども、特殊なもので係の方も大変特殊性を持つので、この機械が本当に必要なのかどうかというものも含めて、点検、修理に関してはアイミツをとって、少しでも安い。というのは、何十万円という機械でなくて何百万円、何千万円という単位になるので、その辺の修理、修繕をやる時には十分に業者と、多分現時点では管理している1社の中でやられているのか、それとも、私もちょっと詳しく知り得ていないのですけれども、一つの機械を入れるためには何社かから見積もりをとって安いところに修理をさせているという状況にあるのかどうかをちょっと伺いたいと思います。

それから、倶知安にあります衛生センター、今町長からありましたけれども、10年後ですか、私も衛生センターの議員としてやっていますけれども、時間がかかり過ぎる。というのは、毎年ここも何千万円、修理にかかっているということで、4町2村の6町村でやっていますけれども、余りにもお金がかかる。このままいくと10年で、今のところたしか3,000万円ぐらい毎年かかっているのです。あと10年すると3億円です。早目に結論を出せば、その修理代は払わなくて済むということです。担当、それから町村長が早目に結論を出して、各町村足並みがそろわない部分はありますけれども、何とか早目に進めるようお願いしたいと思いますので、その辺もよろしく願います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） 私のほうから浜本議員のごみの関係についてお答えしたいと思います。

まず、分別が徹底されていなかったり、だめごみ等出てきている部分に関しては、今も国際交流員の方とかと一緒につき合ってもらって、外国人の方にもいろいろ説明して、地道に一つ一つやっているところであります。さらにそれは継続していきたいと思っております。

あと、ダストボックスの分別が余り徹底されていないごみ等に関しては、毎日事業者のほうから、収集業者のほうから、ここにどういう悪いごみがあったよとかという報告が来ていますので、それに基づいて、またその地域の方に説明しに行っているところであります。そちらも徹底してまいりたいと思います。

あと、ごみ袋の関係なのですが、実はこの近隣の町村も結構お金かかっている、どうしたらいいかなという同じような悩みがあって、どこかで一括で発注したら、発注の量が多くなればなるだけ単価が安くなったりもしますので、そういったこともこれから考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 石山課長。

○上下水道課長（石山康行君） 私のほうから水道、下水道のことについて答えさせていただきます。

先ほど町長も言うておりましたが、企業進出に対しての対応、水量を含めたものなのですけれども、うちの水道施設が最新でももう15年以上前に当時の計画に沿って設備されているものですから、先ほど小松議員の質問にも答えたのですけれども、例えば40ミリしか入っていない本管のところに

70ミリの水道管を引きたい企業が来ても、もちろんそれに対しての水量は上げれないということもありますので、なかなか。個人の住宅とかに対してはある程度計算、めどもつけれるのですけれども、企業に対しての現状ではどこに何が来るかというのわからない部分がありまして、例えばそこに来るのがわかったとしても、早くても整備するには3年以上、例えばもしやるとしてもかかるというものがあるので、なかなか厳しいところがあるということで、現状は先ほど町長が言われたように井戸等で対応してもらっている部分があるということが現状です。

あと、下水道管理センターの維持管理ということで、下水道管理センターには電気設備、機械設備合わせて当初の建設で約10億円ほど電気、機械の設備が中にあります。そして、26年度から29年度、そのときには長寿命化計画でまず電気設備の更新を行っております。今年度から、31年度から新たに今度長寿命化計画というものにかわりまして、ストックマネジメント計画というものを立てなければ、下水道施設の電気設備、機械設備を、管路もそうなのですけれども、更新はできないということになっておりますので、本年度、来年度、2年の予定でストックマネジメント計画を策定する予定となっております。今後それが終わって、その結果次第で33年以降から、今度本当に大きな機械設備の更新が始まってくるのかと思っております。もう近隣町村でも、ニセコ町より同時期かちょっと前に整備した処理場も数年前から何億円というお金をかけてやっている市町村が結構あります。

そのほかに、あと先ほど機械、電気設備の維持管理での整備状況を言われていたと思うのですけれども、今部品交換だとかオーバーホールだとか、ごろんとかえるのではなく、そういう整備的なものは電気設備も機械設備も入札を行って、基本は3社以上から入札参加していただいて入札を行っているという状況です。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ごみの関係につきましては、広域でやることによってもっとコストダウン含めてできないのかということと、もっと今の処理よりよい方法ってないのかというご提案でしたので、その辺は引き続き今後ともいろんな研究、検討をしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、議員のほうからもこういう方法がというものあれば、ぜひまたお知恵をいただければありがたいというふうに思っております。

それと、羊蹄山麓衛生組合のし尿の処理の関係であります、これは現在の場所で改築する方向が過去にはずっと何年か議論されております。その後でM I C S事業できるのでないのかということで、以前に行政報告させていただきましたとおり、いろんなパターンをつくって、例えば真狩でM I C Sやって、何町村か集まると、いろんなパターンを実はおとしから検討させていただいた結果、年明けてことしの首長会議、3月にあった中ではM I C S事業については基本的に断念、難しいと。どの組み合わせもできないということになりまして、最終的に現在の場所で新たにつくると、それが一番いい方法ということでは大筋合意は得ました。ただ、最終決断は、それぞれ町村に持ち帰って現場とも話し合っけきちとして、次回集まって決めましょうということになっております。今衛生センターの場所をどこか別な場所という、なかなか今難しい社会になってきてお

りますので、現在の場所は倶知安町さんのほうでは敷地もきちっとあって、そのままいろんなものができるのでということでもありますので、いかに経費が安く済むかということも含めてできるだけ早目に結論を出して進みたいというふうに思っております。ただ、首長会議に出た印象から申しますと、おおよその首長さんはもたせれるものはもたせたほうが良いという、何となくそういう感じが実はありまして、その辺も維持管理の費用対効果考えて早目ということを訴えてまいりというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 青羽雄士君。

○9番（青羽雄士君） それでは、通告に従いまして、1件質問させていただきます。

高齢者専用住宅の整備について、今年度の町政執行方針の中で、住環境の整備促進のためにサービスつき高齢者住宅と子育て世帯への住宅を供給する目的で新たな町営住宅を整備する基本計画を策定するとあります。そこで、進捗状況並びに必要性について町長の考えをお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの青羽議員のご質問にお答えいたします。

新団地の必要性でございますが、1点目として民間を含めサービスつき高齢者住宅が本町に整備されていないこと、そして2点目としては高齢者向けの単身住宅が整備されていないことから、ミスマッチの解消が進んでいないこと、3点目としては居住面積が広い例えば3LDKのような子育て世帯向けの集合住宅が現在十分に供給されていないという、この3つのことから新たな団地の整備が必要であると考え、基本計画の策定に着手したところでございます。

なお、新団地に係る進捗状況ですが、5月29日に入札を行い、計画策定に伴う委託契約を締結したところでございます。今後現況分析、団地の土地利用計画、整備戸数や概算経費、運営方法などについて計画策定委員会を設置し、有識者や福祉関係者との意見交換を進めながら整備計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 青羽議員。

○9番（青羽雄士君） 午前中の一般質問の中に同僚議員からも私と似たようなご質問があり、いろんな部分である程度回答いただいたような部分もありますので、その中でもちょっと気になる点をさらに質問させていただきます。

まず、新たにサービスつき高齢者住宅、または単身者向けの高齢者住宅、こういったものが必要だという認識を持っておられると。これは、私も五、六年前にそのような必要性を訴えて質問をさせていただいています。そこで、以前にも長寿命化計画を策定し、さらには近年ではニセコ町住生活基本計画というようなものも素案ができてきている中で、また今年度新たに予算をかけてする必要はあるのですけれども、以前に出た課題等がある程度明確になって、ミスマッチ等、そういったものが明らかに明確になっている中で、確かに五、六年前と現状を踏まえて違いを分析しなければならないといったことも必要なのですけれども、大まかに完全にミスマッチはどのぐらいあるとか、こういった住宅不足、また高齢者専用住宅、そういったものが必要だという認識をされているのにちょっとスタートが遅いのではないかなというふうに思っております。

また、先ほど同僚議員からSDGsのNISEKO生活モデル地区においての高齢者住宅だとか、

サービスつき高齢者住宅だとか、そういったものが最初からストーリーとして盛り込まれているのか。私としては、これは全く別物で、ましてや高齢者専用住宅というのはまず立地的にも町場になければならないのではないかなど。理由としましては、一人で自分の晩御飯、そういった支度も買い物もできる、人に迷惑をかけないで自立した生活ができるといったお年寄りですよ、そういった人のための専用住宅、そういったものが必要だと。ミスマッチ解消、先ほど2LDK、3LDK含めたら七、八十、広いところに住んで云々であれば30カ所ぐらいだとかというようなことですが、以前の長寿命化計画においてもたしか新たな公住は50戸程度あればいいのではないかなどというようなものも出されていたと思うのです。それがある程度基本になっていくべきというか、それが必要だったのでないかなどという気はしております。

また、サービスつきのほうですけれども、これは両方とも私も必要だと思っているのです。ただ、サービスつきの場合、先ほど町長の答弁の中に安否確認や、そういったものももちろん最低限のサービスが必要ですが、食事を提供できるだけでも違うのだというようなことでありました。私もその程度ぐらいでいいのかなとも思っていますけれども、最初にもし町が建設するのであれば、運営は町でなくても、福祉会にしても医療機関にしても、それは別として、専門的な知識のあるところが運営すべきではないかなど。また、入居するに当たって、サービスつき高齢者住宅、これは最初の入居制限、申し込み、入居申請云々にもあるのだろうけれども、最初から要介護の要支援ぐらいまででしたら理解できるのですけれども、例えば要介護3までの方も入居できますよとか、そういったことになると、せっかく入居されても何年か後にはもっとサービスが必要になるだとか、入浴のことでもっと設備投資当初からしておけばよかったとか、そういった問題が発生するということも耳にしております。そういったことから、ある程度そういった計画性も必要ではないかなどというふうに思っています。

また、もう一点、以前町長は公住は総戸数の2割を超さない程度、それが現時点で当町における最大限頑張れる戸数だというようなことも申しておられましたので、世帯数と戸数というのは違いますよね、その中で総戸数は現在2,500前後なのかなど思っておりますけれども、どのぐらいなのかということも知っておきたいなと思っております。

とりあえずそんなところで答弁いただけるところがありましたら、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） ただいまの青羽議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

たくさんあったので、ちょっと抜けるかもしれませんが、後で指摘していただければというふうに思います。

まず、これまでいろんな、長寿命化計画が5年前、ことしも、5年ごと立てて更新しなければならないということで、これ更新して国からの交付金がいただけるというような仕掛けになっているものから、行います。そして、平成30年にはニセコ町の住生活基本計画を策定して、今回330万円ですか、新団地の基本計画の必要性なのですが、先ほど青羽さんからもお話あったとおり、今回は具体的にハード事業として整備するに当たって、どのような面積、どのような設備をしたらいいかと、どのようなサービスを提供するためにどういう設備をしたらいいかと、そういうことを福祉

関係者とかいろんな有識者等のご意見をいただきながら設計をしていきたいというふうに考えておりまして、これをもとに財政的なめどが許されれば実施設計という段階にいきいたいなというふうに考えているところで、この基本計画のハード面の部分についての作業になろうかなというふうに思っております。

2点目だったか、ちょっと忘れたのですけれども、SDGsのほうのモデル住宅につきましては、先ほど午前中の高木議員にお話ししたとおり、今回の新団地の基本計画につきましては主にミスマッチを戦略的に解消していこうという視点でいきいたいなというふうに思っております。向こうのほうについては企画のほうで進めておりますが、省エネを中心とした団地と、そこに集合住宅ということで、そこに高齢者にも入居していただきたいなというふうな思いがあり、並行して進めているということでございます。必要に応じては、SDGsの省エネのほうにつきましても、サービスつきというのですか、住宅も、その辺もちょっと検討してまいりたいなというふうに思います。

それから、サービスつき住宅については、安否確認とか食事提供というようなことで、ほかに相談業務もしなければならないのが条件になっておりまして、運営方法等どうなのかと、この件につきましても先ほど町長からお話しさせていただきましたが、この計画の策定委員会を新たに設置する予定で、つい先日町長と構成メンバー等も打ち合わせしていただいているところなのですが、この中で運営方法についてもご協議していきたいなと。基本的な運営は町で運営すると思っておりますが、福祉面での相談、安否確認、食事提供については福祉関係機関の協力がなければどうしても運営できないものですから、この部分を中心に協議させていただきたいなというふうに思っているところでございます。

4点目の入居に当たっての選考、要介護3以上のある意味施設には入れる方になろうかと思っておりますけれども、正直な話、要介護3の私の今の認識ではこの公住に入るのは難しいのかなと。要支援とか要介護1であれば、ヘルパーの派遣だとか、そういう者の協力いただいて可能かと思っておりますが、その辺も協議していきたいなと。先ほど言ったように、お風呂の設備なんかも含めて進めていきたいなというふうに思っています。

それから、最後の総戸数、以前町長のほうも400ぐらいで限界かなというような発言をしているかと思っておりますが、それからかなり年数もたつて、民間住宅なんかも非常に進んでいるのですが、子育て世帯の大きな面積を持つ民間住宅の手法が進んでいないとか、単身向けのものが進んでいないということ踏まえまして今回着手するわけなのですけれども、5月末の世帯数をちょっとお聞きしますと2,518世帯ということで、公営住宅が現在皆さんご承知のとおり400世帯でございます。全体の15.88%ですか、になっているようなところでございます。以前にも長寿命化計画、5年前に策定したときでも50戸程度はやっぱり必要ではという皆さんのご意見でまとまっております。それについても今回の計画策定につきましてもそれを踏まえていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ご質問の中で全体の戸数の20%が限界でないかとおっしゃって、私はそのように今思っておりますが、ちょっと手元に詳しい資料なくて、お答え間違っ、そんなに遠くな

と思いますが、全体で今四千二、三百の住宅という建築戸数があって、3,500前後がいわゆる税の課税対象としての戸数があるのではないかというふうには思っております。全体の世帯自体も駐在員配付なんか見ても戸数ふえておりますので、今回三、四十戸なり50戸ぐらいであれば、そういった数値自体はクリアできるのかなというふうには踏んでおります。一番的確というか、そのとおりだと思いつつも、もっと早く着手すべきでなかったかと、私のそのように思います。ただ、実は当時地元の皆さんにとにかくアパート建ててくださいと言ったのが、ちょっと地元では難しいということがありまして、方針転換をして、東京とか札幌の方でもいいですから、ニセコにアパート建ててくださいということをお願いして歩いて、それが実は元町地区であったり、中央であったり、町内でいろんなところで建てていただくということの動きが相当見えてきたものでありますから、ある程度民間で吸収できるのではないかという思いも実はあったわけでありまして、ところがふたをあけてみれば、全部ほぼ満室状態ということでありまして、とても民間とコラボはできないという状況になってきたということで、本当はその点私自身の反省としてはありますが、ご理解賜ればありがたいなというふうに思っております。

それと、前回動いたときにすぐ着手できない一つの要因としては、土地のめどがつかなかったということで、3カ所ぐらい当たったりして動いていましたが、いずれも残念ながら役場で買うことはできなかったということで、現在役場に既にある町有地の一部を中心にしながら団地形成に今動いているというような状況であったり、それからサービスつき高齢者住宅、役場が望むのならつくってあげますよという専門のところが実はありまして、それもただ役場が土地を用意するという条件でありまして、なかなかその土地も実は用意する状況になかったということでありますので、今後新たに取得する土地も含めて、そういう民間での可能性もあれば、一部民間に担っていただくということも可能性としてはあるのではないかと考えていまして、そこはいろんな今回の協議の中でまた洗い出しながら、全体像を見据えていきたい、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 青羽議員。

○9番（青羽雄士君） ちょっと聞き漏らしたのか、私の頭で理解できなかったのか、サービスつき高齢者住宅の件ですが、町が建設して、自治体が運営することもできるのは理解できるのですけれども、運営しようと思っている。課長の答弁ですと専門的な福祉関係者だとか、そういったところにもお願いしなければならないというような答弁だったような気もするのです。ですから、私の頭の中ではちょっと整理できていないのですけれども、運営は町がしようと思っているのか、それとも例えば福祉会なり民間の事業者等にお任せしようと思っているのか、その点と、あと財政的な面ですよね、そういった面でなかなか着手できなかったというようなお話も理解できます。

それで、今まで私の頭の中では常に町営住宅とか、福祉住宅に関してはそういった物の考え方ができなかったのですけれども、そういえば近隣町村に道営住宅というのものもあるなど。道営住宅と町営住宅の違いで例えばどれだけ、自治体のほうが負担割合だとかも違うのだとか、管理体制、運営上も維持費等もこうなのだとか、その辺の違いというのがわかるのだったら、教えていただきたいと思います。例えば道営住宅には手を出さなかった理由というのですか、わかる範囲でオーケー

ですので、よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） 大変説明が下手くそで申しわけありません。

今回サービスつき住宅の基本計画で建てている部分につきましては、建物の維持管理、入居の料金等々についてはこれまでどおり福祉住宅として町が管理することになります。先ほど私申し上げたのは、入居された高齢者の方と想定しているのですけれども、この方々にサービスを提供しなければならないということで、町の委託により福祉会なり社会福祉協議会なりに、受託業者というわけではないけれども、受託するためにそこを担っていただきたいということで、この計画策定する段階から福祉関係機関と協議をさせていただきたいということでございますので、よろしく申し上げます。

2点目の道営住宅については、参事のほうからお答えいたします。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧参事。

○建設課参事（黒瀧敏雄君） 今の青羽議員のご質問にお答えしたいと思います。

道営住宅と町営住宅の違いということだったのですけれども、まず道営住宅というのは北海道が建設をして、その維持管理を北海道がやるという形になっています。あと、町営住宅というのは我々自治体が独自に補助をもらって建設をして、維持管理をしていくという形になっております。その中で、道営住宅についてうちの町で取り組みができないのかというところだとは思いますが、今まで富士見団地が道営住宅で建設をして、それを町営住宅ということで移管を受けて過去やったということが一度あります。ただ、現段階、何回か私も担当のときに北海道本庁のほうに行ったときにこれまでいろいろ、町の人口がちょっとふえてきているとか、山のほうの開発があって人がふえてきているという事情も話して、北海道から道営住宅の建設をできませんかというのを協議をさせていただいたことはあったのですが、やはり人口の大きいまちとか、何か特別な事情がない限りは北海道のほうでは建設はできないということでこれまできた経緯があります。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 道のほうの住宅の全体計画つくる委員会ってありまして、実は私その委員もやらせていただいております、そんなこともあって、出入りするたびに、実はこれだけ人口ふえているので、道営住宅何とか整備してほしいということは再三お願いしておりますが、道営住宅の全体からいけば空き家が実はすごくあって、新設というのはよほどのものがない限りはできないということで、今逆にとめていて、スクラップをしている状態だということでありますので、ニセコ町、これからもお願いはし続けようと思っておりますが、なかなかハードル高いかなというふうに思います。ただ、今新幹線駅ができるに関しては、ちょっと別枠でそれは検討が進んでいるというふうに聞いておりますので、その場所をちょっとこちらへというお話は再三会うたんびさせていただいているというのが実情でございます。

ただ、住宅には、国土交通省の住宅局の応援を得て町営にしている住宅と、蘭越町さんで一部最近黄金とかでされておりますが、あれは過疎対策住宅で、総務省の過疎債という起債を使って整備

する事業であります。特に補助金をもらわないで過疎債だけでやるものについては、料金というのは一切自由ですので、子育て世帯1万5,000円とか5,000円ということも可能で、自由度が非常に高いわけでありまして。過疎債を活用した場合は実質的には7割、元利償還金の7割国が応援するということでもありますので、今の金利考えれば7割国の補助金で住宅整備できるということでもありますので、今回の住宅全体に関しては過疎債活用というものも視野に入れつつ総枠の検討をさせていただきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により午後2時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時50分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

木下裕三君。

○2番（木下裕三君） 通告に従いまして、1件質問いたします。

一昨年に運行終了したJR北海道のニセコエクスプレスですけれども、そのことに関してです。先頭車両を購入してニセコ町内に保存するためにクラウドファンディングを利用して以下の2つの目標を定めて資金を集めたが、最終的に目標額を超えてプロジェクトが成立いたしました。第1目標は860万円、先頭部分を7メートルに切断し、車庫建設し、駅前の転車台に設置。第2目標は950万円を設定し、先頭車両1両ごと、約20メートル全て、車庫はなく、有島記念館に設置とのこと。この件に関して以下3点を伺います。

1つ目、ニセコエクスプレスの保存を計画した理由は何なのでしょう。

2つ目、どのような経緯で今回の内容のクラウドファンディングを利用した資金調達に至ったのでしょうか。

3番目、なぜ教育委員会や有島記念館がクラウドファンディングの主体にならなかったのでしょうか。

よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの木下議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のニセコエクスプレスの保存を計画した理由につきまして、ニセコエクスプレスは昭和63年に新千歳空港を含む札幌圏からニセコ地域へ旅客輸送を担う3両編成のリゾート列車として道内のJR工場で初めて新規製造されたもので、平成29年11月に退役するまでの29年間にわたり運行してまいりました。3両のうち2両は既に解体済みで、残る1両も本年解体が予定されておりましたが、ニセコ町の観光振興に貢献した鉄道車両ニセコエクスプレスを町内に保存し、同車両並びにJR函館本線山線と言われる特に急勾配やカーブの多い区間をさっそうと走行する同列車のたくましさとその歴史を後世に伝えることを目的としてJR北海道との協議、調整のもと計画を進めてきたところでありまして。

2点目ですが、クラウドファンディングを利用した資金調達に至った経緯について、鉄道車両の移送には多額の費用がかかるということから、インターネット上でプロジェクトの活動を発信することでそれに共感していただいた方や応援したいと思ってくれる方を募り、資金を集める仕組みであるクラウドファンディングを活用いたしました。特に鉄道関連のクラウドファンディングは成功率が高く、全国各地で鉄道車両の保存活動に活用された実例が多いことから、この手法をとったところがございます。この手法をとりますと、全国にその活動を広く知っていただくことができるとともに、ニセコ町に関連する鉄道遺産、簡易軌道真狩線跡、旧新得機関区転車台、蒸気機関車9643などもあわせて紹介し、その普及を図る効果も得られたと考えております。

3点目の教育委員会や有島記念館が主体にならなかった理由ですが、自治体ができるクラウドファンディングは寄附型となりまして、目標額に達しなかった場合不足分を補填して事業を開始することになります。今回のように鉄道文化協会を主体にしますと、オール・オア・ナッシングという手法を取り、目標額までに達しなければプロジェクトは終了、達するとプロジェクトが実行される仕組みとなります。このことから、今回の実施主体を鉄道文化協会としたところがございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 今回のクラウドファンディング、ちょっとご存じの方だったら、1,000万円を超えるというのがどれだけ大変だったかとか、すごかったかというのがよくおわかりになると思います。しかも500名の方のご支援をいただいて成立したというのは、僕は正直言って非常にすごいことだったなというふうに思って、今回ご支援いただいた方々に本当感謝をしたい気持ちでいっぱいです。

しかし、今回のクラウドファンディングの成立ということに関して、成功ということで、そのことに関して自体は僕は余り問題視をしていません。どちらかということ、今回のクラウドファンディングがいつの間にか計画して進められて、さらに第2目標を達成したら1両丸ごと有島記念館のところに収容されるということを町民の方々とか、とりわけ記念館周辺の住民の方、地域住民の方々の合意形成がなされないまま進めたことが今回非常に大きな問題だったのではないかなというふうに思っています。時系列的に言いますと、今回2月26日からクラウドファンディングの資金調達の件がオープンされていきましたけれども、町民の方にいつ知れ渡ったのかということ、同日にあった北海道新聞の朝刊に掲載されています。そして、「広報ニセコ」の3月号に掲載された。この段階で初めて町民の方々に知れ渡ると、知ったということになります。ですので、ほとんどの方はクラウドファンディングが始まってから基本は知ったということになります。

しかも今回の第2目標に設定された有島記念館に関してです。保存場所の周辺の地区住民の方への説明会、これ開催されたのが2月26日から2カ月以上たった5月8日なのです。今度町民講座のほうは、さらにその後の5月16日で、5月16日のほうは、先ほども同僚議員の一般質問でもありましたけれども、主題というよりも、参加者からの質問に応じてエクスプレスに関しての話が出たというふうなことを聞いております。いずれの集まりでも、特に有島記念館での保存に対して大反対の声が上がったと。さらに、もっと早くからこのことを説明すべきだったのではないかと。先ほど教

育長のほうから、報道の前に説明すべきだったというふうなご答弁が一般質問の答弁でありましたけれども、その前といっても、説明されたのが2カ月以上後です。クラウドファンディング終了間際ですね、ほとんど。

ここで、僕一文を読み上げたいと思います。どういうことかといいますと、こちらのクラウドファンディング、今回のプラットフォームの中で説明された中で、残る最後の1両は現在北海道苗穂工場にてまだ留置されていますが、いよいよことし解体が予定されています。しかし、せめて1両だけでも保存していきたい。そこで立ち上がったのがニセコ町鉄道文化協会ですと。この後です。町を挙げて協議を続けた結果、2つの保存場所の候補が挙がりましたと。こう書かれているのです。町を挙げてというのはどういうことなのだろうと。通常町を挙げてという文章で想定されるのは、多くの町民の方と何度も協議してと捉えるのが僕は普通だと思うのです。しかし、今回、要はこの文面の中を言うと、あたかも有島記念館の保存候補地が町を挙げて協議をして候補になったのだよと、そういうふうクラウドファンディングの文章の中では書かれているに等しいわけです。書かれているわけです。これは、今回プロジェクト成立しましたけれども、クラウドファンディングのこの文章を見て厚意を寄せていた方々とか寄附をしていただいた方々に大きな誤解を与えることになっているのではないかなと。なったのではないかと、実際。このことについてまずどのようにお考えなのか、これちょっと伺いたい。

そしてまた、こういった誤解を与える文章、なぜ事前にチェックすることできなかったのだろうか、そのことを2点目で。

それと、これもやはり先ほどの同僚議員のほうの質問からでももちろんありましたが、要はいろんな町民の方々への事前の説明だとか賛否、合意形成がなされないまま進めた今回のプロジェクトに関してまちづくり基本条例の情報共有規定に反する意思決定プロセスだったのではないかというのは私も同様に思います、こちらのほうは。先日17日ですか、行われた議員協議会の中で教育委員会のほうから、ニセコエクスプレスの保存場所を有島記念館敷地内から、今回プロジェクトの第2目標が成立したわけですので、有島記念館というふうになったわけですが、それをJRニセコ駅に変更する方向で検討しているというふうに伺いました。先ほど教育長のほうからは、ニセコ駅であるべきなので、変更したというような答弁があったかと思いますが、ニセコ駅に変更することを検討することに至ったこの理由をもう一度教えてください。

そしてあと、今回こういった大きなクラウドファンディングに支援していただいた方に、町を挙げてというような誤解をするような文面を投げかけてしまったこと、それとあと今回有島記念館からJRのほうに移行することになるよということをどのように説明するか、このこともあわせて伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） ご質問にお答えしたいと思います。

ニセコ町有島記念館の当初の予定につきましては、1両になった場合については有島記念館に保存するというのでクラウドファンディングをかけた。ご存じのとおり事実でございます。それで、クラウドファンディングの告知の中で、緊急避難地といいますか、維持管理上目ききがきいて、あ

と防犯上、除雪等の管理上、今後の保存していくに当たっては有島記念館で保存したいと。多額な金額もかかるので、有島記念館で緊急避難地としているメッセージを出しているところでございます。ですので、こちらとしましては当初駅前のJR付近、今SLありますけれども、そちらのほうで置きたいということであったのですけれども、先ほど申しましたように資金の調達、さらに上屋を建てるとか、そういったメンテナンスにかかるので、緊急避難的に有島記念館のところに置くこと。

それと、有島記念館になぜ置くかという部分で、前の説明会でお話しした中では、有島武郎の父の武が古代の鉄道改革に熱心に当たったということで、その有島のキーワードで有島敷地内で展開すると。ただ、場所につきましては、有島公園の前にどんと車両を置くのではなくて、裏側に置いて、景観上支障ないという観点からでも検討した次第でございます。

それと、クラウドファンディングの表現の中で町を挙げてという部分につきましては、今後の希望という部分もあって、ちょっと表現が確かでなかったと言われれば、ご指摘のとおりかもしれませんが、その中で先ほどの1両を維持する場合は維持管理の関係、それと資金調達の関係において緊急避難地として置くことに決めましたということではメッセージをしているところでございます。

それで、先ほどの話に戻りますけれども、ニセコ駅前に置くにつきましては、いろんな面、歴史的収蔵物の観点でなくて、まちづくりの観点からも含めて再度検討する必要があるのではないかと。それと、意見を伺う機会は時期を逸した嫌いはありますけれども、それらの意見も踏まえまして、立ち返って駅前に置くのが妥当ではないのかということでの内部協議をして検討を進めているところです。まだそこも決定ではありませんけれども、いかにどこに置くのか、あと教育委員会部局だけではなくて、まちづくりの一環として関係部署がいま一つ同じ認識のもと進めていかなければならないということとっております。

これは、当然クラウドファンディングということはそれに伴いましてご厚情とご意向をいただいたということで、重いものだと思っておりますので、これからどうしていくか、どう活用していく、どう保全していくかということが重要だと思いますので、それらの部分について詰めていきたいと思っております。また町民の皆様へのご説明と議会の皆さんにご説明とご理解をいただくことになるかと思っておりますので、今の時点ではそのような考えでございます。よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） 私からも答えたいというふうに考えております。

先ほどの質問にもありまして、答弁しましたとおり、全くご指摘されたとおりに、今回の計画に当たり、いち早く住民の皆様にご説明をしながらご意見を受ける機会を逸してしましまして、ついつい遅くなってしまったことについてはご指摘のとおりということで考えておまして、今後こういうことのないように努めてまいりたいというふうに思っているところです。

それから、クラウドファンディングのホームページ上にちょっと誤解を招く表現があったことについても、私のチェック不足もあったかなというふうに思っておりますので、その辺もおわびを申し上げたいというふうに思います。

保存場所についてですけれども、本来的には私たちも産業遺産の集積地としての中央倉庫群を核としたJRニセコ駅周辺というのが一番望ましいというふうに考えておりましたが、1両保存するとなるとなかなか、これから先持続していくためには当然車庫なり上屋なりが必要だと。そうなりますと、本当に多額な経費がかかるため、1両の場合は緊急避難的に有島という判断をしました。それで、もう実施してしまったわけですが、5月になりましたが、説明会あるいはまちづくり講座等々でそういう声も直接聞き、その辺の声の聞きながら、やはり本来的な形でいこうという判断をいたしまして、ニセコ駅周辺というところで今方針を固めたところでございます。なお、それについては、今回の500名の寄附をしていただいた方に説明する責任があると思いますので、その辺もあわせて今後決まったことについてまたお知らせをしていくことになるかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 申し述べましたけれども、ちょっと言いわけになるかもしれませんが、今回の車両の取得に当たりましては、先ほど言いましたとおり、3両あるうち2両既に即解体しました。1両につきましても、伊藤学芸員の調査の中で、もう間もなく壊すと、取り壊すということなのです。その部分につきましても、先ほど申しましたニセコ町の文化遺産としての重さに鑑みまして、JRと積極的に協議させていただいて、待っていただいたということがあります。ですので、向こうはすぐに処分したいというところもありましたけれども、それらの交渉に当たるのと本来皆さんにお伺い立てて、順序立ててそれはどうですか、いいですか、悪いですかという順序であればよかったですけれども、そういった部分で時間との闘いもある程度あったということは事実でございます。隠しもしません。そういった中で先行してしまったというのが事実なのですけれども、そういった事情もありまして、JRさんのご協力をかなりいただいた中で進めさせていただいたということも報告させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 最後の佐藤課長の言いわけは、本当に言いわけだなというふうに思ひますけれども、住民の方と話す時間は別に1時間、2時間とればいいわけであって、今こんな交渉しているのだけれども、どう思うとか、そういったことできるのではないかなと純粋に僕とかは思ひます。この件については今この場ではこれ以上別に追及しませんが、先ほども同僚議員からの質問の中でもあったことと同様のことで、もう一度ここで確認させていただきたいのですけれども、今回のニセコエクスプレスの方針転換に関して、有島記念館からJRのほうに、まだもちろん確定ではないけれども、その方向で今方向転換する予定だということを改めてきちんとご説明いただく場、町民講座、それとあと最低でも有島記念館周辺の地区住民の方々へきちんとご説明をいただくということが、これこそ本当にまちづくり基本条例の趣旨だと思ひておひます。もう一度この件に関してお約束をさせていただきたいと思ひます。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） 今回の件で有島地区の住民の方々だけではなくて、町民の皆さんいろん

な考えを持ったのではないかなというふうに思いますので、改めて方針等を今後の方針ということで説明する機会を設けてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原正男君。

○1番（篠原正男君） それでは、通告に従いまして一般質問、最後になりますけれども、おつき合い願いたいと思います。

有害鳥獣駆除対策について伺います。農業関係の有害鳥獣駆除対策に関しまして、これまでもさまざまな角度から一般質問や所管事務調査などによってなされているところではありますが、近年鹿による農業被害が増加しており、早急な対策が必要との声が寄せられております。ニセコ町内での鹿による農作物の被害の状況とその具体的な対策などもお伺いいたします。

また、農業関係のみならず、専業農家という意味の農業ですけれども、のみならず、家庭菜園や小規模な畑等での被害もあるやに伺っております。町全体での対策が必要と考えますが、この対策ができないか、あわせてお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの篠原議員のご質問にお答え申し上げます。

日本における野生鳥獣による農作物被害は、平成22年度の239億円をピークに平成29年は164億円と減少傾向が続いており、北海道においても同様の67億円が48億円というふうに減少が見られてきております。しかしながら、後志では野生の鳥獣被害、農業被害の増加が著しく、同じ調査では平成22年、2,100万円が平成29年には9,400万円というふうに増加をしている。また、エゾシカによる被害においても増加となっており、同じ年度の調査で500万円から5,100万円というふうにふえております。

本町における鹿の農業被害については、町の独自調査によったところ、平成29年度においては被害面積は約28ヘクタール、被害額約350万円ということで、作物全般におけるの食害、踏み荒らしによる被害が発生しているところでございます。現在までの対処としては、猟友会と農業者との協力のもと、くくりわなの設置や銃での捕獲、農業者個人の予防対策として町補助事業を活用した侵入防止施設、電牧であります。設置により侵入防止や捕獲の駆除等を取り進めているところでございます。本町における鳥獣による農水産業被害等における被害の防止を目的としたニセコ町鳥獣被害防止計画、これ平成23年に策定しております。また、平成26年にニセコ町有害鳥獣対策協議会を設立し、鳥獣被害防止対策支援事業補助要綱を27年に制定、こういったものから箱わなの貸し出しや狩猟免許、銃やわなの免許取得に関する経費の補助、農業者については侵入防止施設に対する経費、あるいは威嚇追い払い機材に要する経費の助成というものを行ってきております。また、地元猟友会の協力のもと、猟友会と町が連携した取り組みを構築しながら、銃やわなの取得の取り組みを働きかけ、農業者を初めとした町民の皆様の理解を得て、少しずつではありますが、取得人数も増加しつつあるというような状況でございます。さらに、捕獲処理方法のご理解をいただきながら、有害鳥獣の駆除に取り組んできたという状況であります。このことが将来的に鹿のみならず、野生鳥獣被害の水際の防止につながり、野生鳥獣被害の減少に転じていくのではないかと期待をしているところでございます。

なお、家庭菜園等につきましては、それぞれの自助努力で防止策を講じていただきたいものというふうに関心を持って考えております。全体のことを言いますと、こういったことの対処の中でも猟友会、農業者、役場等のニセコ町単独での活動だけでは被害を減らしていくことは困難、難しいと考えておまして、後志総合振興局含めた広域的な取り組みが必要であるというふうに関心を持って考えております。引き続き北海道後志振興局などの関係機関との連携を密にしながら、全体としての野生鳥獣被害撲滅に向かって取り組んでまいりたいというふうに関心を持って考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 全体としては、今現在取り組み中であり、その成果は今後に関心されるものであろうというような経過なのかなというふうに関心を持っていたしました。

そこで、平成29年第4回ニセコ町議会定例会において同僚議員、猪狩議長ですけれども、質問をしております。その中で、ただいまお話のあった例えば広域的な取り組みについて検討していくですとか、これからやろうという努力を示されております。それからもう2年たとうとしております。では、どのような努力を今までしてきたのか、その辺がわかれば、お知らせをいただきたいというふうに関心を持っています。

それと、農業者と狩猟免許保有者、もっと平たく言うと農業者が狩猟免許を持つことによって、みずから自発的に有害鳥獣の駆除をすることによって有害鳥獣が減るのではないかと。極端に言うると、そういう政策を今までやってきて、またこれからもやっていこうとされているのかなというふうに関心を持っていますが、果たしてそれでうまくいくのでしょうか。もし今までの中で成果ある取り組みとして具体的な数字等があれば、教えていただきたいと思っております。

それから、今回特に鹿という部分で取り上げさせていただきましたが、鹿の生態調査や鹿による食害調査、具体的にニセコ町における鹿の生態や、または食害を担当としてどのように調査され、実態把握をされているのか。いわゆる農業者からの申告等ではなくて、町としてどのように把握されているのか。その辺がわかれば、教えていただきたい。

それから、一般家庭菜園に関しましては、特に自助努力で行っていただきたいと、特に町としての政策課題としては認識していないというようなことではあるけれども、ただ町全体で取り組むということが餌を与えない、ということは寄せつけないということにつながっていくので、小さいから、もしくは農業生産者でないからそういう補助は行わない、そういうことではないのではないかなど。例えばエキノコックスの問題にしても、これは全町的に取り組むことによって、要するにベイトをまく、散布するのも全町的に取り組むことによってその成果があらわれてくる。なおかつ広域的に取り組んで、よりその成果が生まれてくると。そういうことを考えれば、鹿に代表される鳥獣駆除の対策については同様なことも言えるのではないかなど。その辺をもう一度考え直していただけないかどうか、お願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 篠原議員のご質問にお答えします。たくさんあったので、全部覚え切れているかどうか、メモったのですけれども、ちょっと自信ないので、違ったら済みませんが、追

加でもう一度、これ違うよというのを教えていただければと思います。

まず、広域的な検討の部分ですが、昨年、一昨年から蘭越町、真狩村のほうと、鹿ではなく熊ですが、移動した際の連絡調整をしながら、そちらに行ったよという形で、そのまま追尾をかけて捜索等の部分で実施させていただきますという形を町村間での協議をしながら、猟友会の活動をさせていただくような形が動くようになってきてございます。

あと、農業者の防止の部分の実施状況ですが、平成27年から防止の資格の補助を始めて、29年、30年と農業者の皆さんのご協力、理解を得て、29年に9名、16名という形で、特にアライグマですが、わなの取得の免許をとっていただいていると。そのことによってかどうかの確認はしていませんが、29年に関してはアライグマが前年度45頭から135頭、30年においては154頭の捕獲実績が上がってございます。担当としては、この部分は皆さんのご協力のもとで出た成果かなというふうには判断しております。

3つ目、鹿全体の調査はどう行っているのかという部分ですが、独自調査という形で、全農家さんに対して農業被害、野性動物の農業被害どうやっていますかという調査は毎年行っております。あと、その部分に関しての回収率は年末収穫後に行っている部分である程度わかるかなという形で実施していますが、直接被害に遭ったという話の部分の方々も調査結果のときには回答いただけないという部分もありますので、今後もう少し調査方法を詰めていければなど、考慮しながらやっていければなというふうには考えてございます。

あと、一般部分に関しましては、直接資材の補助という形ではなく、わなの捕獲等での自己防衛の部分で広げていきたいというふうを考えてございます。一般の町民の方であっても、わなの資格を取って自己防衛の部分の形にはいけるかと思っておりますので、その部分の周知をもう少し徹底していきたいかなというふうには考えてございます。

私のほうからは以上になります。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 広域の関係であります。後志総合振興局に対しては野性鳥獣対策についての整備拡充というのを要請活動をこれまでも行っておりますし、町村長の会議においてはそういう話題も出しております。それから、羊蹄山麓首長会という喜茂別町長が代表やっているところがありまして、そこでも年に数回会議ありますので、それぞれ情報共有しております。全体の中では羊蹄山麓全体は相当実はずえでいて、何とかみんなでスクラム組んでやらなければならないよねというところでありまして、こういった予算確保に向けてもお願いをしているところでありまして。ただ、これまでのところは、野性鳥獣にかかった経費につきましては特別交付税の対象になっている。正直言いまして来ている額についてはちょっと確認できないのですが、なっていることから、広域的には国のほうも含めてそれぞれ頑張ってくださいというような、今のところの対応としてはそういう対応が多いということでありまして、また羊蹄山麓含めて広域のほうは少し繰り返し繰り返し行っていきたいなというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それと、実は担当課ですとか猟友会のほうの意見も聞いているのですが、全体の意識を盛り上げるために講演会とかどうだろうという話もしてはみましたが、なかなかこういうタイトルだけでは

人も集まらないのではないかとということもありますので、チラシ折り込みであるとか、何か別にいい方法あるかどうか、さらに検討してみたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 最後に、今お話が出た啓発の部分ですとかにおける広報、啓発活動を具体的にしていかないと、している、もしくは担当と近い世界ではわかるというだけではやっぱりいけないのかなど。町民、先ほど来ずっと話題になっておりますいわゆる情報の共有という基本的なところがスタートラインだろうというふうに思います。私が今回お伺いいたしました部分に関しましても1つにはいかに周知を広めるか、理解を深めるかという点にあるかというふうに思います。もう一方で鹿の食害を防ぐ方法としてさらに研究が必要でないのかなということもお伺いしたいと思います。単に銃で鉄砲で撃ったり、それから箱わなで捕まえたりというよりも、寄せつけないというような方法も何かあるのではないかなど、そんな気もするものですから、そういうような研究もどこかとタイアップして行ってもいいのではないかなというふうに考えております。

あと、ぜひとも町全体としての取り組みを行うためにも、家庭菜園だから、個人だからということではなくて、町全体で食害を防ぐ。また、野性動物の餌になるものを守ると、与えないというような観点から対策が必要でないかなということも再度お伺いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 有害鳥獣の情報を広く伝達して理解促進をするというのは、まさに重要なことだと思いますので、検討して、できるところから早急に取り組んでまいりたいというふうに思います。

なお、鹿の食害研究につきましては、実際どの程度北海道内で研究が進んでいるか調査をさせていただいて、またご報告させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時32分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 諮問第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

本件は6月14日に討論を行っている途中で議事を中断した件です。再開に当たっては、斉藤うめ子議員の反対討論が終了しておりますので、賛成討論から再開します。

賛成討論の発言を許します。

篠原議員。

○1番（篠原正男君） それでは、人権擁護委員候補者の推薦について賛成の立場で発言をいたします。

本件反対討論の中で斉藤議員が2012年の議員研修帰町後の出来事を目撃されて、当時の議会事務局長として、また人権擁護委員候補者としてふさわしくないのではないかとの指摘がなされました。町側は、早速大野氏からの聞き取りを行い、その内容はおよそ次のとおりです。7年前のことで、記憶を頼りに回答されたそうでございます。まず、2012年7月4日の行動は、アサヒビール北海道工場の見学やそこでの試飲を行ったこと、工場併設のレストランで昼食をとったこと、道議会を訪問し、ニセコ町への帰着時刻は昼食時から数時間後の夕方5時ころだったことなど、大まかな行程は斉藤議員の指摘と一致する部分もありますが、一方事実と異なる点もあるようです。

次に、北海道議会の傍聴を行う日程を承知していることから、午前の日程では各自自覚を持った中で工場見学の際の試飲やその後の食事をとっていたとのことや当日の道議会は日程がおくれ、本会議や予算特別委員会の傍聴はできず、本会議場を見学し、道議会議長とニセコ町の将来について懇談をしていることは当時の議会だよりなどでも報告されていること。これらを踏まえれば、本研修が行えないような状況の議員はいなかったのに、明らかに大量に飲酒していたという状況は見られなかったとのことです。

さらに、帰りのバスでの飲酒の指摘は、担当者の復命書や議員会の領収書等を点検したところ、その事実はないとのこととあります。これは、推測の域を脱し得ませんが、一例として体重65 kilogramsの成人が350ミリリットルのビールを2缶飲んだ場合の体内アルコールの分解が約4時間とされていること並びに道議会議長との懇談がなされていることや帰りのバスでの飲酒が認められなかったことから、斉藤議員の指摘は当てはまらないものと推察いたします。

議会は法廷の場ではありませんが、私は大野氏の人権擁護委員としての活動の一端を調べさせていただきました。3年前に大野氏は初めて人権擁護委員候補者として議会の同意を求められ、議会は議員全員賛成で適格者との同意をしています。そして、法務大臣から任命を受け、その職を全うされてきたことに対し、私は大変ありがたく感じています。昨年の例でその活動の一端をお知らせすれば、年間10回程度、札幌法務局庁舎や同じく倶知安支局庁舎などで開催の人権擁護委員協議会や高齢者、障害者の人権委員会議に全て出席され、そのほかに町内小学校からの依頼による人権教室の開催や人権擁護に関する啓発活動にも積極的に取り組まれています。また、倶知安人権擁護委員協議会事務局、これは札幌法務局倶知安支局内に設置しているものですが、毎週1回出勤されて、人権に関する相談の対応などを担っています。これらの活動は、無報酬で行われております。このように真摯に取り組まれてきた経過を踏まえ、町長からの再度推薦したいとの提案があったことを十分に理解し、今回の大野氏の再任は適任と考え、推薦に賛成いたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「はい」の声あり）

斉藤さん、1回限りなので、前回しておりますので、発言権はありません。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

青羽議員。

○9番（青羽雄士君） では、私のほうから簡単に賛成の立場で発言いたします。

選任に当たって、副町長の説明にもありましたが、人権擁護委員は国民の基本的な人権が侵害されることのないように監視し、もしこれが侵害された場合にはその救済のため速やかに適切な措置をするとともに、常に自由人権思想の普及、高揚に努めることをその使命とする公職です。選任に当たっては、活発な活動が期待できる方、女性委員登用、若い世代の委員の登用といったことを選考の上で考慮していると伺っております。大野氏は、年齢的には60歳代ですが、壮健であり、これまで1期3年間、同委員の任務をしっかりと果たされていること、長く行政の職を担ってこられた経験を生かし、また町を熟知していることから地域とのつながりを重んじており、その使命を果たす責務の認識を強く持っている人物であることは多くの人が知るところです。

今回の大野さんの再任は適任と考え、推薦に賛成いたします。

（「議長」の声あり）

○議長（猪狩一郎君） 動議ですか。

○5番（斉藤うめ子君） 私の発言に事実と異なるという発言を篠原議員がされましたので、その件について私は反論したいと思っています。そして、私はこの日のことを日記に詳しく書いています。それをもとにして前回反対討論をさせていただきました。私は何も個人的に大野さんに恨みがあるとか、そういうわけではありません。ただ、私は淡々と事実を述べさせていただいて、そしてこういう事態において議会事務局長の立場であって、そして飲食をしたことは、飲食というよりもビール工場でそんな、何かいろいろとアルコール、65キログラムの成人が60ミリリットルのビール、アルコールが分解云々ということがありましたけれども、ビール工場見学の際に30分飲み放題、本当に私はよくこんなに皆さん飲めるなと思ってびっくりしたことがあります。そして、続いて、ここにも書いてありますけれども、アサヒビール工場内で日本料理店でまた大ジョッキが出てきた。そして、その後確かに道議会に行き視察したことは事実ですけれども、このビールの量というのは大変な量を召し上がっていたことは事実です。ですから、これは事実と異なることではなくて、私にとっては事実です。

そして、今青羽議員がおっしゃったように、人権擁護委員というのは国民の基本的な人権が侵害されることのないように監視し、もしこれが侵害された場合にはその救済のために速やかに適切な措置をとるとともに、常に自由人権思想の普及、高揚に努めることがその使命とする公職であるという立場です。ですから、この人選というのは人権擁護委員です。私は、人権擁護委員がたとえ過去のこと、これ2012年の7月4日のことですけれども、こういう事実があったということに対して私は同意はできません。そして、議会議員を守るべきはずの立場にあった議会事務局長という立場であって、その職責を果たしていなかった。何ら飲酒運転に対してとめることがなかったということは、事故がなかったからいいのではなくて、こういうことに対して、人権擁護委員としては、それをとめなかったということは私はそういう方に人権擁護委員になっていただくことに対して適任だとは同意できない思いでいます。

前回3年前に全員一致で大野さんの人権擁護委員を認めたということなのですが、私はそのときも大変悩みましたけれども、また議会でハラスメントに遭うのではないかとこの恐れから声

を上げることはできませんでした。最初から言うべきだったと後悔しています。ですから、今はもう恐れることなく、何をやってもハラスメントに遭うのだったら、私は自分の信条に基づいて本当のことを申し上げたい。そういう思いでいるだけです。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により午後4時まで休憩いたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時57分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により午後4時を延長したいと思います。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 4時10分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 諮問第1号（続行）

○議長（猪狩一郎君） 斉藤さんに申し上げます。

討論は1人1回の原則があります。これをご了承願いたいと思います。
ほかに反対討論はありますか。

（「なし」の声あり）

賛成討論はありますか。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終了します。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号

○議長（猪狩一郎君） 日程第6、議案第5号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更

についての件を議題といたします。

質疑はありませんか。

篠原議員。

○1番（篠原正男君） この過疎計画の中で事業者の今回更新しようとするバキュームカーの保有台数と今後の更新計画、特に耐用年数4年ということでもありますから、恐らく早晩更新が必要になるのだろうというふうに考えます。更新計画がどのようになっているかお伺いします。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） 篠原議員のご質問にお答えいたします。

今現在し尿の収集運搬車両については3台保有しております、そのうちの今年度今回の分は1台更新ということで、次の予定が平成37年度以降、令和7年度以降に次の更新を予定しているところであります。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 再度お伺いいたしますが、耐用年数4年で、実際一生懸命頑張って苦労されて10年間もたせてきたと。今回の令和7年度更新予定のものは、いわゆる耐用年数からいってどのぐらいオーバーしているものなのでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） 篠原議員のご質問にお答えいたします。

初年度の登録が平成27年4月のものございまして、耐用年数を4年とすると31年なので、6年ぐらいオーバーする予定なのですけれども、それ以降予定ということで、できるだけ頑張って業者さんでは使っていくということになっております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） できるだけ業者に頑張って使っていただくということは、努力として当然といたしますか、行政側としては当然のことだというふうに思いますが、ただ車体本体の安全性だとか、運転されている業務をされている方の安全確保をどのようにするのかというあたりの視点なくして、ただ単に長くもたせればいいというものではないと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） ご質問にお答えしたいと思います。

そういった整備的な面についても事業者と一緒に相談しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号

○議長(猪狩一郎君) 日程第7、議案第6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件を議題といたします。

質疑はありませんか。

高木議員。

○8番(高木直良君) この総合整備計画案は、平成28年度から令和2年度までとなっております。これは来年度に終了する計画であります。この後令和3年度以降の計画については準備をされておられるのか、あるいはもともともうちょっと長期の計画があつて、5年度単位で明記して実行しているのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長(猪狩一郎君) 阿部課長。

○総務課長(阿部信幸君) 今のご質問にお答えしたいと思います。

辺地計画につきましては、令和3年以降ということになるときに、またそれぞれの辺地の地域の中での事業計画等を精査した中で必要に応じて計画をつくっていくことに予定しているところでございます。

○議長(猪狩一郎君) 高木議員。

○8番(高木直良君) 「必要に応じて」との回答ですが、現地の施設の状況把握はできるだけ早く行う必要があると考えます。各対象地域には道路や飲料施設など今後改修すべき施設がたくさんあるはずなので、計画書そのものは5年単位でよろしいかと思うのですけれども、できるだけ中長期の視野を持ってお願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) 阿部課長。

○総務課長(阿部信幸君) 今ご指摘のとおり、町の大規模な事業等につきましては長期的な視点で計画していくということは当然やっていかなければならないことと思っておりますけれども、辺地計画については5年のスパンでやるものですから、この後の計画についても5年の中の事業ということで辺地計画にはのせていくということで考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長(猪狩一郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号

○議長(猪狩一郎君) 日程第8、議案第7号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号

○議長（猪狩一郎君） 日程第9、議案第8号 ニセコ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号 ニセコ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号

○議長（猪狩一郎君） 日程第11、議案第9号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 8ページの教育費国庫負担金のところで上から3段目になるのですが、幼児センター費負担金の中で子どものための教育・保育給付費負担金というのがあります。それから、それと同じく、10ページにも子どものための教育・保育給付費負担金というのがあります。これは、支出金は区分では道支出金になりますか、その前は国庫支出金になって、それで伺いたいのは、この教育・保育給付費負担金、これと22ページにある地域型保育事業給付費負担金、これは親の仕事の事情とか、いろんなことでニセコ町から例えば蘭越町に移るとか、そういうふうに

交換しているあれなのですけれども、今伺いたいのは子どものための8ページと10ページのところです。これは、子どもを幼児センター以外のところに預けているわけです。本来だったら幼児センターの中で受け入れるところがこの予算でほかのところに移っている。このときの対象者になるのはどういう方たちが、年齢とか、それから本来だったら幼児センターの中で保育をしていただく方が、例えば人数がオーバーしてしまったとか、そして順番とか、その辺のところ、ちょっと内容について、人数どのくらいになっているのか、そして幼児センターで例えば人数が減った場合はまた戻ってくるのが可能なのか、その辺のところをちょっと教えていただきたいと思っています。

○議長（猪狩一郎君） 酒井幼児センター長。

○幼児センター長（酒井葉子君） 今の質問にお答えしたいと思います。この希望された方は1歳児クラスの子どもで、実は1歳児クラス今現在16名定員のところ16名全員入っております。緊急を要したので、幼児センターのほうでも受け入れをしようということで整えてはいたのですけれども、1歳児が定員いっぱいなので、ゼロ歳児のほうで保育する形になるということでお話をしたところ、蘭越のベアーズさんのほうであきがあるということで、同じ年齢の子供たちと一緒に保育をしていただきたいということの希望もありまして、蘭越のベアーズのほうにお願いをしたという形になっております。ということで、今蘭越のほうに通っています。その関係で歳入のほうは地域型保育事業給付費負担金のほうで、これは国のほうと道のほうから補助があるということで歳入のほうでも上げさせていただいているところです。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） ということは、預かってもらう保護者の希望で、幼児センター1歳児はいっぱいだけれども、ゼロ歳児のほうで受け入れられるという状況だったけれども、ベアーズさんのほうを希望したということでベアーズさんのほうに行った。それで、これ2カ所に書いてあります。8ページと10ページと、それは別なお子さんになるわけですか、同じになりますか。

○議長（猪狩一郎君） 酒井センター長。

○幼児センター長（酒井葉子君） この地域型保育事業給付費負担金ということで国と道から入るので、一人の子どもに対しての負担金の部分で国と道からの収入、歳入が入るということになっています。1名の子に対してです。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） では、これあわせて1名ということになりますか。それで、もしこの保護者がまた幼児センターに戻りたいという希望があれば、それはそのときに戻ることにはできるわけですか。

○議長（猪狩一郎君） 酒井センター長。

○幼児センター長（酒井葉子君） あきができた状態では戻することは可能になります。

○議長（猪狩一郎君） 青羽議員。

○9番（青羽雄士君） 15ページの総務費、一般管理費、旅費11万2,000円、特別旅費11万2,000円というやつです。これGISシステム導入のための研修をするのだと、それで職員を派遣するのだ

という説明だったと思います。このGISシステムって地図を全て統合してするような、そういう説明をいただいたと思うのですけれども、この機器の導入時期、またその機器の価格、例えば価格でこれをいつ予算化に上げようと思っているのかお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

実は、予算につきましてはことしの当初予算で計上しておりまして、235万4,000円ということで委託料で総務費のほうで予算計上しているものでございます。7月、来月に入ったら発注できるようにということで、今準備を進めているところでございます。これの導入に向けて、当初予算のときの説明でもあったかなというふうには思うのですが、いろんな地図情報がうちの町の中にあるということで、それを1枚に重ね合わせるようなことをすることによってそれぞれの例えば圃場だったり地籍だったりができるということで、町で持っている資産がペーパーになっているものを一つの統合型GISというシステムを入れることによって活用していこうというもので、平成30年度に初級の研修を受けに既に行っておりまして、今回ちょっとそれよりも専門的なほうの研修を受けさせるということで特別旅費としての研修旅費を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 関連の質問なのですけれども、研修を受けるということによって例えば今後地形なり、あるいは管理している公物がどんどん変化していきます。ですから、この変化に即応する地図のメンテナンスというか、情報を書きかえていくという作業が必要なのですけれども、それは自分たち職員ができる、その程度まで研修レベルが用意されているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） 今回の研修に出す職員の研修事項でございますけれども、演習等もありまして、その中でそれを通じて地理的空間情報の整理ですとか集約、地図上における行政課題に応じた問題分析、公表用の地図表現等の実践的な業務に用いる具体的な手法を習得するというところで書かれておりまして、地図のデータを更新していくというのを自前でやるということではないものでございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） わかりました。できればそういうこともできるようにしたほうが、地図の更新のためにまた委託を出すということになりかねませんので、できれば自前でできるような、そういう体制が望ましいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） ご指摘いただきまして、どの程度うちの職員としてのスキルを、職員も人事でご存じのようにかわったりするものですから、今の担当している職員は非常にうちの職場の中でも詳しい職員なものですから、今後の人事のこともありますけれども、費用をかけないようになるべくしていけるものであれば、例えばまた次の研修にも出すとか、その辺も検討してまいり

たいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 同じく関連してですけれども、当初予算で機械本体購入予算を計上していて、なおかつ今回補正予算にて研修が必要だから研修旅費を計上するというのは、僕は本末転倒ではないかと。購入段階でこういう計画が必要であれば、しっかり予算を見るべきでないかと単純に思うのですが、もしその辺のいきさつが何かあるのであれば、教えていただきたいなというふうに思います。

それと、18ページの予防費に関してなのですけれども、ちょっと私が聞き忘れしたのかと思いますけれども、風疹等の予防接種に関しまして当該年度間のニセコ町の在住者といいますか、何名を想定しているのかというのをもしわかれば、教えていただきたいというふうに思います。

それと、これもまた聞き忘れかもしれません。20ページの綺羅乃湯の大改修における実施設計と工事の時期なのでございますが、今の時点で11月ぐらいかなというふうにちらっと聞いた記憶ありますけれども、どのような時期の計画をされているのか伺いたい。実施設計した後に本年度中に工事が完全にできるのかどうかということをお伺いしたいということ、綺羅乃湯施設の営業への影響、つまり休まなくてはいけないとか、そういうものあれば補償、補填というものが発生するかと思われませんが、その辺は影響ないのかどうか。お願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） それでは、一番最初のGISの研修の旅費について当初で見るべきではなかったのかということかと思ひます。確かに当初予算ではシステム導入のほうの予算見ていまして、実は年度がかわりまして4月に、うちの職員の研修旅費として自主研修という枠で研修旅費を持たせていただいているのですが、その中に本人からの申し出がありまして、ぜひこの研修を受けたいのだということで上がってきたものでございます。それで、自主研修の整理といたしまして、本来業務でやるべきものはそれぞれの科目で予算見るべきではないかという整理をしまして、今回補正させていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） それでは、18ページの風疹の検査の関係で対象人数が何人かというところですが、今年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性、350人を対象としております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） それでは、篠原議員の質問にお答えしたいと思ひます。

先日の議員協議会の中でも少しご説明させていただいたのですが、一応施行時期は11月としているのですが、今の状況ですと10月の中から末ぐらいから12月の上旬ぐらいまでのやや1カ月半から2カ月ぐらいかかるのではないかというふうに今考えておまして、これについては設計に入る段階でまた協議を業者としていくと。これから入札等も行っていくので、設計等の

業者等決まりましたら工期がはっきりしてくると。その段階で、綺羅乃湯の補償の問題については期間が決まればそこでどういうふうな形にしていくのかというのを方針を決めて、9月定例議会に一応また補填の部分の補正予算を出していきたいというふうに考えております。状況わかりましたらまたお知らせしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） 19ページの特別旅費71万2,000円、参加負担金35万円は、第2次アクションプラン先進地視察としてほかの地域の方とドイツ合同視察に行かれると思うのですが、こういった内容になっているか教えていただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） これについては、まず第一の目的としては、今スタートしております市街地近郊での街区整備、SDGsの街区整備ということでご案内申し上げているところですが、この街区整備が基本的には、ドイツのフライブルクのヴォーバン地区という住宅街がありまして、そこを一つのモデルとしていると。全くそれと同じものをつくるというつもりはさらさらありませんけれども、エネルギーの使用の方法だとか、それから以前にもご説明申し上げた場面もあったかと思うのですが、街区の中でのコミュニティーの形成とエネルギーとの関係の町内会のルールですとか、それらのものをまず何よりもきっちりと、我々もお話聞いたり勉強させていただいてはいるのですけれども、実際にやっぱり見てこないところもありまして、それをまず第一義的に専門家の現地での丁寧なアテンドのもとに勉強してまいりたいと考えているところでございます。

それから、あわせて木材の利用についてもその街区周辺でも行われている関係があつて、今回それらのことについても調査に取り組むものですから、あわせてその勉強、木材の域内利用ということについても勉強してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第9号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時38分

再開 午後 4時39分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第10号から日程第13 議案第12号

○議長（猪狩一郎君） 日程第11、議案第10号 請負契約の締結について（ニセコ町役場新庁舎建設工事（建築主体工事））の件から日程第13、議案第12号 請負契約の締結について（ニセコ町役場新庁舎建設工事（機械設備工事））までの3件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） お疲れさまでございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、日程第11、議案第10号 請負契約の締結について説明をいたします。

議案の2ページをお開きください。議案第10号 請負契約の締結について（ニセコ町役場新庁舎建設工事（建築主体工事））。

次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めらる。

記、1、契約の目的、ニセコ町役場新庁舎建設工事（建築主体工事）。

2、契約の方法、制限つき一般競争入札。

3、契約金額、13億2,880万円。

4、契約の相手方、泰進・浦野・石塚特定建設工事共同企業体、代表者、札幌市中央区北2条東2丁目1番地16、株式会社泰進建設代表取締役、戸井宣夫。

令和元年6月21日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件につきましては、ニセコ町役場新庁舎建設工事の建築主体工事にかかわる契約に関するもので、総合評価落札方式により、工事の品質確保のため工事価格及び施工実績、配置技術者、地域貢献等を総合的に評価することから、令和元年5月10日に制限つき一般競争入札の公示をした結果、泰進・浦野・石塚特定建設工事共同企業体と阿部・牧野特定建設共同企業体の2つの共同企業体が参加をいたしました。5月28日に標準点と技術評点を審査、6月10日に入札を実施し、評価値の最も高いものを落札事業者とした結果、評価値の最高が9,4371で入札金額が消費税抜きで12億800万円の入札金額を入れた泰進・浦野・石塚特定建設工事共同企業体に落札したものでございます。なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率は99.2%でございます。

議案第10号に対する説明は以上でございます。

続きまして、日程第12、議案第11号 請負契約の締結についてについて説明をいたします。

議案の4ページでございます。議案第11号 請負契約の締結について（ニセコ町役場新庁舎建設

工事（電気設備工事））。

次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記、1、契約の目的、ニセコ町役場新庁舎建設工事（電気設備工事）。

2、契約の方法、制限つき一般競争入札。

3、契約金額、2億6,950万円。

4、契約の相手方、樋口・本間特定建設工事共同企業体、代表者、虻田郡京極町字京極541番地、樋口電気工業株式会社代表取締役、樋口健二。

令和元年6月21日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件につきましてもニセコ町役場新庁舎建設工事の電気設備工事にかかわる契約に関するもので、こちらも総合評価落札方式により、工事の品質確保のため工事価格及び施工実績、配置技術者、地域貢献等を総合的に評価することから、令和元年5月10日に制限つき一般競争入札の公示をした結果、樋口・本間特定建設工事共同企業体の1共同企業体と第一電設株式会社、株式会社富士電機の単体企業2社が参加をいたしました。5月28日に標準点と技術評点を審査、6月10日に入札を実施し、評価値の最も高いものを落札事業者とした結果、評価値の最高が4.5714で入札金額が消費税抜きで2億4,500万円の入札金額を入れた樋口・本間特定建設工事共同企業体に落札したものでございます。なお、工事価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率は98.2%でございます。

議案第11号に対する説明は以上でございます。

続きまして、日程第13、議案第12号、こちらも請負契約の締結についてでございます。

議案の6ページでございます。議案第12号 請負契約の締結について（ニセコ町役場新庁舎建設工事（機械設備工事））。

次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記、1、契約の目的、ニセコ町役場新庁舎建設工事（機械設備工事）。

2、契約の方法、制限つき一般競争入札。

3、契約金額、2億6,400万円。

4、契約の相手方、藤井・浦野・本間特定建設工事共同企業体、代表者、札幌市豊平区美園11条6丁目1番24号、藤井設備株式会社代表取締役、永山勝繁。

令和元年6月21日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件につきましてもニセコ町役場新庁舎建設工事の機械設備工事にかかわる契約に関するもので、こちらも総合評価落札方式によりまして、工事の品質確保のため工事価格及び施工実績、配置技術者及び地域貢献等を総合的に評価することから、令和元年5月10日に制限つき一般競争入札の公告をした結果、池田・志田・長澤特定建設工事共同企業体と藤井・浦野・本間特定建設工事共同企業体の2つの共同企業体が参加をいたしました。5月28日に標準点と技術評点を審査、6月10日に入札を実施し、評価値の最も高いものを落札事業者とした結果、評価値の最高が4.6875で入札金額が消費税抜きで2億4,000万円の入札金額を入れた藤井・浦野・本間特定建設工事共同企業体に落

札したものでございます。なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率は98.7%でございます。

議案第10号から12号のニセコ町役場新庁舎建設工事の工期につきましては、議決をいただいた後、令和元年6月24日から令和3年2月28日までを予定してございます。

議案第12号に関する説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより日程第11、議案第10号 請負契約の締結についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） ただいまの説明でそれぞれ3件につきまして総合評価方式ということで、2グループがエントリーして、評定によって総合評価をされたということでもあります。今回入札されたところの評点については説明がございましたけれども、外れたというか、落ちたほうのグループの評点、あるいはそれぞれどのような技術点なり技術者配置なり、そういう項目について評価をされたか、そういう詳細なデータについては公開可能なものかお聞きしたいと思います。

また、2カ年にわたる工期でありますけれども、令和元年にそのうち何%をそれぞれ実施予定なのかお知らせいただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧参事。

○建設課参事（黒瀧敏雄君） 高木議員のご質問にお答えしたいと思います。2点ほどあったと思います。

まず、1点目が総合評価の配点はどのようにしているかというところなのですが、実際にもううちの町のホームページのほうに今回の結果については公表しております。こちらで言いますと、実際にどんなことを評価しているかというところなのですが、まず先ほど副町長からも説明あったように標準点と技術点というところなのですが、工事成績、いわゆる会社の工事成績です。これをまず見ています。それとあと、ISOの取得、これを見ております。それとあと、技術者の資格、例えば建築であれば1級建築士とか、2級建築士とか、あとは1級施工管理技士とか2級施工管理技士を持っているかどうか。それとあと、地域精通度というのがありまして、これが一番大きいのですけれども、例えばニセコ町に本店、支店、または営業所があるとか、あと施工実績ということでもニセコ町内に実際に工事の実績があるかどうか、それとあとニセコ町内でボランティア事業をやっているかどうか、それとあと従業員数としてニセコ町にどれだけの人がいるかというのを地域精通度というところで評点として見ています。それとあと、労働福祉というところで、ちゃんとした建退共とか、あと中小企業の年金等加入しているかどうか、こういうのもしっかりと審査しています。

まずこれを見て、これを総合的に見まして100点満点プラス16点満点、合わせて116点を満点に見ています。それとあと、実際に先ほど入札の金額を説明したように実際に入札の金額を、先ほど言った標準点と加算点の部分、これを足したものを先ほどの入札の金額で割ったやつで数字、建築で

あれば9.4371とか、電気であれば4.5714とか、あと機械であれば4.6875とかという形で総合評価の点数を決めております。詳細、落ちた部分については、今回の決定事業者も落ちた事業者もそうなのですけれども、ホームページのほうを見ていただければ、この辺の配置の点数が入っているので、これは一般の方々が見られるようにうちの町のホームページのほうで公開していますので、詳細はホームページを見ていただきたいというふうに思っております。

それと、工事の割合については、現在建築については2019年度では50%、約半分を今見えています。2020年に残りの50%をやってもらおうというのが建築工事で契約上考えています。それと、それぞれ電気と機械については2019年度に約15%の工事をやってもらおうように契約の中の約款にうたっています。残りの85%をそれぞれ2020年にやってもらおうという、そういう形で今回契約の約款上にしております。

残念ながらだめだったところについての点数なのですが、先ほど言ったように評価点で決めるものですから、両方を満たしていかなければいけないのですけれども、そもそも予定価格というのを設定しております。今回総合評価の中には失格のための金額も設定しております、最低価格、それとあと予定価格というのがありまして、今回残念ながら落ちた事業者のほとんどがこの予定価格を超えてしまったということで、点数に反映されなかったという結果になっています。いわゆる無効という形になりましたということでよろしいでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号 請負契約の締結について採決に入ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより日程第12、議案第11号 請負契約の締結について（ニセコ町役場新庁舎建設工事（電気設備工事））の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第11号 請負契約の締結についての採決に入ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより日程第13、議案第12号 請負契約の締結について（ニセコ町役場新庁舎建設工事（機械設備工事））の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第12号 請負契約の締結についての採決に入ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(「異議なし」の声あり)

◎町長の発言

○議長（猪狩一郎君） ここで次の議題に入る前に、町長から発言を求められていますので、これ

を許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） ただいま議長から発言のお許しを得ましたので、条例の説明に入る前に一言おわびを申し上げたいと思います。

これまでご説明申し上げましたとおり、公営住宅の収入基準超過者に関する使用料につきまして大変な間違いを犯してしまいました。心から深く町民の皆様並びに議会議員の皆様におわびを申し上げたいと思います。また、特に公営住宅入居者の皆さんにおかれましては、大きな心配と動揺をおかけしたということのを改めて深くおわびを申し上げたいというように思います。

3月18日、臨時の課長会議を開き、全職員に周知をするとともに、2つのことを今洗い出しをし、二度とこのようなことがないよう現在調査をしているところであります。1点目は、法定受託事務あるいは自治事務ありますが、これらについて国の制度に基づいて国の改正に基づいて動いて住民の皆さんから使用料あるいはそういった料金を徴収しているものについて、これらについてはきちっと地方政府としての条例化を図る、あるいは規則によって明らかにするように条文制定をする。そのことの洗い出しを担当課にお願いをしております。もう一点は、町独自でパソコン等を使って、徴収をしている職員が自分で努力をして、できるだけコストをかけないようにとつくっているものも幾つかあるものというふうに考えておまして、北海道電算センターに現在私ども加盟しておりますので、このセンターで共通様式がありながら独自で使っている作業がないかどうか、それからもう一つは、国全体で動いていて、ほかの町村が入っているにもかかわらずうちが独自でつくっているコンピューター上の電算に関する作業がないかどうか、そのことの洗い出しを行い、共通様式にできるものは今後していったら、ほかからのチェックも入るような、そういったチェック体制の充実を図ってまいりたい、このように考えているところであります。職場内を引き締めて、こうした過ちがないよう今後とも努力をしてまいりたい所存でございます。

重ねて今回の不手際に心からおわびを申し上げ、条例の説明に入らせていただきたいと思っております。どうぞ今後ともよろしくお願いをいたします。申しわけありませんでした。

◎日程第14 議案第13号から日程第16 議案第15号

○議長（猪狩一郎君） 日程第14、議案第13号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件から日程第16、議案第15号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算までの件3件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第14、議案第13号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を説明をいたします。

議案の8ページをお開きください。議案第13号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年6月21日提出、ニセコ町長、片山健也。

9ページをお開きください。下段の提案理由についてですが、読み上げます。提案理由、平成26年度から令和元年度までの公営住宅の家賃算定誤りに対して、町長の令和元年7月から9月、副町長の令和元年7月から8月の給料を減額するため、この条例案を提出するものでございます。

議案の説明に入る前に、今回の住宅使用料算定の誤りについての経過、原因、再発防止の取り組み、今後の対応について説明をさせていただきます。まず、経過でございますが、平成31年3月、住宅使用料算定の確認作業を行っていたところ、国の定める収入基準を超えている者に対する住宅使用料の算定に誤りがあることが判明いたしました。政令の改正により平成26年4月1日から本来ならば収入超過者の認定基準額を15万8,000円とするところを改正前の20万円で算定していたこと、また収入超過者に対して加算される家賃の算定方法が誤っていたため、収入超過者に対する住宅使用料が平成26年度から平成31年度までの6年間で195件、2,777万7,600円を過少徴収していました。

原因といたしまして3点ご説明いたします。1点目に、町の独自システムの計算式の修正漏れでございます。住宅使用料の算定について町独自で作成したエクセルにより算定を行っており、本来ならば政令の改正により平成26年4月から収入超過者に対する住宅使用料算定の計算式を修正しなければならなかったわけですが、修正が行われておりませんでした。2つ目として、職員の知識不足、住宅使用料は国で定めた法律に規定する方法により入居者の所得金額、家族構成等に基づき個別に算定しているため、入居者ごとに毎年使用料が変わるなど、算定方式及び独自作成システムが複雑になっており、職員の業務知識が不十分でありました。3つ目に、チェック体制の不備でございます。収入申告書の入力や使用料算定作業において2人の職員が事務を行ってきましたが、課内のチェック体制が十分に機能しておりませんでした。

これらを受けまして、再発防止の取り組みといたしまして3点ご説明いたします。まず1点目に、住宅使用料算定方式の条例化でございます。住宅使用料の算定についてこれまでの公営住宅条例は国の法令に準ずるものとなっていました。今後は算定方式を条例で明記し、職員及び住民にとってわかりやすく理解しやすいものとなるよう条例及び規則の改正を行います。今回議案第14号で条例改正の提案をさせていただきます。2点目に、住宅使用料算定の専門システムの導入でございます。使用料算定時にこれまで使用していたニセコ町独自のエクセルのシステムでは国の法改正があった際など職員がみずからエクセルを修正しなければならなかったため、誤りが生じやすかった状況です。今後は、近隣町村などで既に導入されている住宅使用料算定の専門システムを導入し、このような誤りを防止するため、今回議案第15号の補正予算においてシステム導入経費を計上させていただきます。それと、3点目でございます。チェック体制の強化ということで、専門システムを導入してもチェックがおろそかになれば誤りは発生するため、複数の職員によるチェックを行うとともに、課内のチェック体制を強化していきたいと考えております。

次に、今後の対応でございますが、こちらも3点ございます。家賃が急激に増加することは入居者の皆様にとって大きな負担となるため、周知期間を設けた後、令和2年4月より町条例の規定に基づいた住宅使用料に変更したいと思います。2点目に、今回の住宅使用料の算定誤りは町の事務処理誤りであり、入居者の皆さんに責任がないことから、過少分は徴収しないこととしております。

3番目に、6年間での対象者のうち、現在も入居していただいている65世帯に対して町の担当者が訪問し、内容の説明と謝罪を行っているところでございます。また、今後とも対象となる入居者の皆様のプライバシーや人権が損なわれないよう、最大限の配慮をしていきたいというふうに考えてございます。

それでは、今回の改正につきましてご説明をいたします。議案の9ページでございます。今回の改正につきましては、附則に次の2項を加えます。

19項として、令和元年7月1日から令和元年9月30日までの間に限り、町長に支給する給料は、第3条第1項の規定にかかわらず、その給料月額は別表第1に定める額に100分の70を乗じて得た額とする。

20項として、令和元年7月1日から令和元年8月31日までの間に限り、副町長に支給する給料については、第3条第1項の規定にかかわらず、その給料月額は別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額とする。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

なお、職員の賞罰につきましては、職員の賞罰及び賠償審査委員会から、不適切な業務執行に該当いたします管理職2名及び係長職2名については減給10%1カ月の懲戒処分、また係職2名については注意処分としての答申を受けておりますので、それに基づいて今月中に処分する予定といたしております。

議案第13号に関する説明は以上でございますが、このたびの件につきまして大変申しわけございませんでした。

続きまして、日程第15、議案第14号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例を説明いたします。

議案の10ページでございます。議案第14号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例。

ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年6月21日提出、ニセコ町長、片山健也。

12ページをお開きください。12ページの下段に提案理由がございますので、読み上げます。提案理由、従前の公営住宅法に基づく事務取扱から町条例として明文化することにより、公営住宅における家賃算定及び決定経過を明確にし、もって適正な事務執行に資する。あわせて、町営住宅の家賃の算定方式について本条例で明確化することで受益者である住民にとってわかりやすい内容とするため、この条例を提出するものでございます。

改正の内容につきまして、別冊に新旧対照表と説明資料がございますので、こちらでご説明をさせていただきます。いずれも1ページとなります。まずは、説明資料の1ページをごらんください。資料1ということで、ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例の概要ということです。提案理由は先ほど読み上げた部分と同じですので、省略をさせていただきます。

改正条例の個別条項の改正内容ですが、新旧対照表では1ページとなります。まず、第13条の一部改正では、入居の承継を承諾しない要件のうち、収入に関する要件について国の法令を参照することとしているものを条例に明記する改正です。こちらは、国の法令で定める金額と変更ありませ

るので、31万3,000円でございます。

第15条は全部改正で、家賃の決定について、算定方法のうち国の法令を参照することとしているもの及び算定の具体的な計算方法を条例に明記する改正でございます。家賃決定の算出式の明記では、家賃イコール家賃算定基礎額掛ける市町村立地係数掛ける規模係数掛ける経過年数係数掛ける利便性係数となります。家賃算定基礎額区分の明記では、Ⅰ階層からⅧ階層まで、入居者の収入、それぞれの階層ごとに家賃の算定基礎額についても階層ごとの明記をしております。また、区分につきましても、第Ⅰ階層では一部減免対象、ⅤからⅧ階層については収入超過者で一部高額所得者となります。

次に、新旧対照表では1ページの一番下から2ページ上段にかけてになりますが、まず家賃算定算出式の各係数については規則で定めることを明記いたします。次に、近傍同種の家賃の算定方法を規定で定めることを明記してございます。

説明書では2ページになります。第23条の一部改正では、高額所得者の認定基準額について国の法令を参照することとしているものを条例に明記する改正です。国の法令で定める金額と変更ありません。31万3,000円と明記してございます。

第25条の一部改正では、収入超過者に対する家賃の算出方法における加算率について国の法令を参照することとしているものを条例に明記する改正でございます。収入超過者の家賃に対する割り増し率として1年度目から5年度目について入居者の収入の区分に応じ、それぞれの欄に定める率を乗じた額に家賃の額を加算した額といたします。

条文の説明については以上でございます。

続いて、議案の12ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

また、経過措置として、令和元年度における第14条第3項の規定により認定された入居者の収入の額が15万8,000円を超え20万円未満となる入居者が令和2年度以降において引き続き改正後の第25条第2項の規定の適用を受ける場合は、同項の表、年度欄中「初年度」とあるのは「令和2年度」といたします。

次に、12ページの一番下でございます。この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第2号に該当し、住民参加等の手続を要しないとしてございます。

議案第14号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第16、議案第15号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。議案第15号の別冊、横長の議案となります。

それでは、議案第15号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和元年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ175万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,555万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月21日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、歳出を3ページに載せてございます。

4ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

5ページをごらんください。今回の補正額175万4,000円の財源については、全て一般財源でございませぬ。

説明の都合上、歳出からご説明をいたします。7ページをお開きください。7ページ、8款土木費、7項住宅費、1目住宅管理費、19節の負担金では北海道自治体情報システム協議会負担金175万4,000円、公営住宅の使用料の算定誤りを受けて、適正なる算定作業を進める上で必要となります公営住宅管理システムの導入に要する費用として初期の導入費として150万円、それとシステム使用料25万4,000円を補正計上してございます。なお、システム使用料は、システム導入の準備期間を鑑みて半年分となっております。

続いて、歳入について6ページでございませぬ。6ページ、19款1項1目繰越金、1節前年度繰越金において歳入歳出予算の収支均衡を図るため、175万4,000円の計上でございませぬ。

議案第15号の説明は以上でございませぬが、本補正予算にかかわります各会計総括表及び一般会計の歳入歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては、こちらにも別冊でお配りしております補正予算の資料ナンバー4をごらんいただきたいというふうに思ひませぬ。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により午後5時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 5時23分

再開 午後 5時38分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第13号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

質疑ありませんか。

浜本議員。

○6番（浜本和彦君） 直接はこの議題とはないかもしれませんが、関連ですので、質問させていただきます。

1つは、この住宅の徴収ミスによって相当の金額が出たということなのですが、町長の判断として一切再徴収はしないという経緯がどうしてそこに至ったのか、その説明と、それから2,770万円ですか、この金額に対しての補填はどうするのか全く説明の中で出てきておりませぬ。

その辺についてご返答いただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 本当に全く申しわけないことで、心からおわびを申し上げたいと思います。このたびの収入超過基準者の考えにつきましては、21万円以上が収入超過という概念でありましたが、それが15万8,000円を超える者について収入超過ということで、どちらかというところ所得、収入の厳しい方にとっては相当つらい国の制度改正ではないかというふうに思っております。その中で、今回の洗い出しの中でも、やっぱり15万8,000円に該当するような人が厳しい値上げといえますか、そういうことになる。言ってみれば厳しいところに、生活が失礼ながら大変な中に新たな負担を強いるということが多くあるということでもありますので、これはきちっとした猶予、あらかじめ通知を出した後に、その人たちがわかって、なおかつ上がるけれども、いていただく、あるいは場合によっては外へ、それだったらということで公営住宅外に出るという選択をされる場合もあるのかもしれない。現在説明している中でも、とっても負担に耐えられない趣旨の話がされているというふうにも伺っております、猶予期間、家族の話し合いや、そういった猶予もなくいきなり徴収というのはやっぱり人間として人道的にも許されないというふうに考えておまして、再徴収はしないということにさせていただきました。

そして、2,770万円に及ぶ損失については、本当に申しわけありませんが、町の入るべきお金が入らないということで、本当に申しわけなく思っております。ただ、それを補填するというのは現状ではできないというふうに思っておりますので、それについては考えておりません。それは、私の責任においてご批判を受けさせていただくということにさせていただきたいと、このように考えているところでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 浜本議員。

○6番（浜本和彦君） 町長の説明は、私個人としてもそうしてあげたいし、感情的にはそうありますけれども、逆に見ますと一般町民、これを納めている町住に住んでいる方は逆に言えばよかったと思っている反面、そこに住んでいない一般個別に住んでいる方たちは一体それはどうなっているのだと、血税だろうと、それが努力もしない。一円でも二円でもお願いしていただくのが筋ではないかと、これもまた私個人としても納得いく筋でありまして、金額が金額だけに、まあいいかというような金額ではないだろうと。だから、半分でも3分の1でも、強いて言えば10分の1でもいいから何とか努力するべきではないかというのも、一般論ですよ、ありますし、私も自分的にはそう思います。だから、そこに至ってはもっと議論して、こういう方向でいくべきという議論をすべきであったのではないかというふうに思います。このままでいくと非常に私が知っている限りの町民は納得いかないということになろうかと思っておりますし、それが十分に説明ができるのであれば、それでいいですけれども、今の状況ではとても私個人としても町民に対して説明ができる段階ではないというふうに思っておりますので、今後も含めて、町長がそういう決断をなされたのであれば、町民が十分に納得いくような方向なり方策を進めてもらいたいと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 本当に申しわけないことでありまして、実際に入っている入居者の皆さん、イメージというか、所得の高い人ではなくて相当厳しい人に今回大きな負担がかかっていくという制度改正になっておりますので、そこはきちっとお知らせをした中でお納めをいただくというのが筋ではないかと思っております、我々のミスでありますので、そこは徴収しないことが人道上も正しいのではないかと私は思っております。これまでも町の収入、所得のために職員ともども身を粉にして働いてきております。相当財政収入もふやしてきたわけでありまして、そこに対して責任をとれということであれば、今回私も辞表の提出も考えてしたところでありまして、まちづくり基本条例に基づいてリコールするという方法もありましようし、そこは人間として対応するのが筋ではないかと私自身は思っております。

説明会等は、今やる考えはありません。公営住宅の中に収入超過者であるとか、ないとか、また公営住宅にいることによって差別的な苦しみを受けるようなことがあってはならないというふうに思いますので、説明会等をやって何かそういうことをやる考えは今のところありません。全て私の責任でありますので、私が納得のいくようにご意見をいただく中で、許せないということであれば、辞任をさせていただき、そういう覚悟で今回議会でもおわびの言葉を申させていただきましたので、そこは人間として私の許容範囲というのはここまでだということでご理解いただければありがたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 家賃の町営住宅の過少徴収については、議会でもいろんな議論しましたし、町長からも何度も何度もお話伺って、わからないわけではないとか、理解もできるのですけれども、ただ私はたまたま手元にあるのですけれども、近隣でも一番近いところでは苫小牧市です。そんなに前ではなくて、ちょうどニセコ町と同じような例の事例があります。これちょっと読み上げさせていただきたいのですけれども、あとは神奈川県で、もう一つありまして、やっぱり誤徴収について仙台市です。これも2016年からのことなのですけれども、皆共通しているのですけれども、これについては過大に取った分と過少に取った分と両方ありますけれども、短いので、読み上げさせていただいていいでしょうか。何らかの、どうなるかは別にしても参考になるかもしれないと思って、ちょっと読み上げさせていただきます。

2016年4月6日の日付がついています。苫小牧市は、6日、市営住宅の家賃算定に誤りがあり、2008年から2015年度分の24世帯、8年間分なのですけれども、の家賃を計310万8,600円（利子含む）過大に、それから2011年から2015年度の6世帯の家賃を計58万5,600円過少に徴収していたと発表しました。家賃算定システムで職員が手入力しなければならぬデータを自動入力させると勘違いしていたのが原因。1世帯当たりの過大徴収額は最大で115万5,300円に上った。市住宅課は、過大徴収分の速やかな返還、それから過少徴収分は入居者と個別に相談し、分納などで追加徴収すると、こういうふうにあります。さきに申し上げたように、ほかの県営も、それから市営も同じように、過少徴収した分は個別で訪問して説明した上で払っていただくという方法で回っているという内容のものでした。

何よりも議会で町長のお話を聞いたり、いろいろと議論した中では、私たちはそれで納得という

か、了解したとしても、町民の感情というか、そういうところはまだまだ難しい問題があるかなというところがあります。ですから、私個人としては、大変な問題かもしれないけれども、全く町側のミス。これは、全部市側のミスなのです。でも、徴収しているということを書いてありますので、もうちょっと時間をとって議論してもいいのではないかと私は思っています。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 当該年度と去年ぐらいであれば補足の可能性というのは相当実は高いかと思っておりますが、大変お恥ずかしい話で6年間にわたっております、6年間のトータルで考えていくと、今までもらっている人、もっていない人、ことしたまま収入が上がったから補足される人、各年度で所得って公務員なんかの場合は一定ですけれども、住民の皆さんの中においては絶えず変動される。給与所得も含めてそういう方が多いわけでありまして。その中で、その年度たまたま該当して、現在いるから取られる、いないからという不公平はやっぱりおかしいのではないかというふうに思っております、現在のところ取る考えはないということ、本当に申しわけないことだと思いますが、そういったことはちょっと無理ではないかというふうに思っております。現在職員が行っている中でも、今決裁実は回っておりますけれども、退去、よそのまちに行かざるを得ないような方もおられます。実際に民間アパート自体も今高いという実情もあって、その生活の場を奪うようなことはしたくないと。それは、私の責任においてそうするのが為政者としての義務ではないかと現在のところ考えているところであります。詳細な中身については、担当課のほうでそれぞれ今ずっと回って説明して歩いているところでありますので、それらの実際の内容の話なんかも聞きながら対話したいというふうに思っておりますが、現在のところ公平でない形で取るというのは相当難しいというふうに考えているところであります。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今回の出来事において入居されている方には一切の責任がないと、その上で町長が今おっしゃったように、人道上も改めてさかのぼって徴収するということについては私としてはできないというお話でした。私もその点も理解したいと思うのです。ただ、一方で、浜本議員からお話ありましたように、一般町民から見て、2,770万円という数字が発表されて、これが本来収入として入るべきものが町に入ってきていないという事実ももう明らかになっているという状況の中では、私もいろいろどういことが考えられるか難しい問題だというふうに思っておりますけれども、姿勢といいますか、少しでも町民に対して町が町全体として努力しているという姿を何らかの形で示さなければいけないのではないかと思います。

それは、額がそこにぴったりいくかどうかは別として、例えばいろいろ支出があるわけですが、それに対してこれこれについては一定の努力の中で削ったとか、そういうものが何か見えるような、そういうものが町としては必要なのではないのかなというふうに思います。それは何かというのは、私は今具体的にはちょっと思いつかない部分があるのですけれども、いろんな歳出の中で努力によってこの部分は削減できたとか、そういうものが、あるいはそういう努力を今後するのだということもあわせて示していかないと、どうしても町民の間にももやもやしたものが残る可能

性があります。あるいは、それに対して同様に議会に対してもそういう思いは残るといふふうに思います。そういう意味で、難しい問題だとは思いますが、何らかの町民から見て町も努力をしているなというものが示せるものを何とか工夫していただけないかなというふうに私は思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 重ねて本当に申しわけなく、おわびを申し上げたいと思います。

今浜本議員さん、高木さん初めご意見賜りまして、どういった方策で財源補填、あるいはこういったものに対して説明できるかという点について知恵を絞って少しみんなで議論しながら、いま一度責任の重さを見直しながら、皆さんにまたこういうことで少しこういう改善が見られたであるとか、そういう面の説明をする機会を持たせていただきたいというふうに思いますので、またよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 町長のお話は、非常によく個人的にもわかります。今同僚議員が重ねていろいろ皆さんおっしゃっていたこと、一般町民の方々の納得度合いとか、そういったものはなかなか今のままでと得られづらいのではないかなというのも正直なところで、町長のほうから何ができるかということ再度いろいろと考えていきたいというふうなご発言かと思うのですが、僕の方からちょっと申し上げたいのは何点かあるのですが、さかのぼって徴収するということは、やはり僕もその点に関しては難しいのではないかなというの個人的にも思っております。ただ、3月に先ほどの判明したと、いろいろ調査して今やっと細かな状況がわかったと、数字も確定したということだったのですが、であるならば、準備ができ次第すぐ新たな式で徴収を開始するという努力をされてもよかったのではないかなというのやはり思うところです。経過措置ということで、それも重々僕もよくわかります。経過措置で来年4月からということも重々わかるのですが、わかった上で、先ほどからおっしゃっているような一般住民の方からしたら、わかっているのだったらすぐに始めるべきではないかと、取るべきではないかというのやはり僕も正論だといふふうに思っております。この点に対して、そういった意味では4月1日からというふうにスタートするというような決意を町長のほうではされていたと思うのですが、ただ改めてその点に関してもう少し、町長の中での判断の経緯とか、それをちょっと伺いたいというのが1点。

それとあと、説明会はやらないというふうに先ほどおっしゃっていたのですが、ただこういう状況で新聞報道にも出ました。いろいろと町民の方々、今回の件非常に皆さん注視していらっしゃる。これはやっぱり一定の説明責任があるのではないかなというふうに思っています。これを何らかの形で順次説明していく必要があるのではないかなと思うのですが、その点いかがか伺いたいです。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今木下議員さん初め、皆さん方向としては同じようなお考えで言われているというふうに理解しておりまして、その辺の事後の善後策といいますか、今後の方策、説明責任

のこともおっしゃいました。私ども一切とにかく隠さないということで、今回も全部洗いざらい出すということで、これは今までも一貫してそういう姿勢でやってきたつもりでありまして、そういう面では事実を包み隠さず出していくと、そのことによって責任をとっていこうというふうに思っておりますので、そういった前提の中でどういったことができるか、ちょっと知恵を絞ってみたいというように思います。その点ちょっと時間的な猶予を賜れば大変ありがたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第13号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第14号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第14号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例の件を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第15号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第15号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 意見案第1号

○議長(猪狩一郎君) 日程第17、意見案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の件を
議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

篠原正男君。

○1番(篠原正男君) 本件は、北海道知事が支部長を務める全国過疎地域自立促進連盟北海道支部の要請に基づき、私篠原が提出者となり、木下議員、斉藤議員、高木議員、青羽議員が賛成者となって、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。

それでは、意見書の趣旨をもって説明にかえさせていただきます。

意見案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の

制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところでもあります。ニセコ町も多くの事業でその支援を活用してまいりました。過疎地域は、我が国の国土の過半数を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、国土、自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしております。過疎地域が果たしているこのような多面的、広域的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものであります。現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することになりますが、過疎地域が果たしているこのような機能を今後とも維持していくためには引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進することが重要であります。過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心、安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心、安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実させることが必要であります。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見案第1号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議員派遣の件について

○議長（猪狩一郎君） 日程第18、議員派遣の件についての件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

◎日程第19 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第19、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第20 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第20、閉会中の継続審査の申し出についての件を議題とします。

産業建設常任委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。産業建設常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

◎日程追加の議決

○議長（猪狩一郎君） 先ほど木下裕三議員から意見案第2号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

意見案第2号について日程に追加し、追加日程第21として議題にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第21 意見案第2号

○議長（猪狩一郎君） 日程第21、意見案第2号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る意見書の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

木下裕三君。

○2番（木下裕三君） 本件は、議員各位のご理解をいただき採択されました陳情第1号の意見書です。私木下が提出者となり、各産業建設常任委員が賛成者となって、衆参議院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。

それでは、意見書の趣旨をもって説明にかえさせていただきます。

意見案第2号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る意見書。

日米貿易協定交渉が進められている。共同声明に沿って交渉するとしながらも、米国内では農業分野での先行妥結を求める声とともに、TPPを上回る関税撤廃、削減や輸入枠拡大を求める業界団体からの圧力が高まっている。既にTPP11及び日EU・EPA協定発効によって牛肉やチーズなど農産物が前年より輸入増加する状況のもと、このまま米国の強硬な要求に屈すれば、日本の農業及び関連産業や地域経済、社会が甚大な影響をこうむることになり、我が国の食料主権を形骸化し、国内農業、農村の崩壊につながる危険性がある。自動車などの対米輸出のため、国民の命の源である自国の農産物を代償として差し出すことは断じて許されないことだ。安全、安心な食料を安定的に国民に供給するためにも、関係機関をして日米貿易協定交渉に当たり、我が国の食料主権及び食料安全保障が守られるよう要望する。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

よろしくご審議お願いします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見案第2号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見案第2号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎特別委員会設置について

○議長（猪狩一郎君） ここで、議長から公営住宅使用料の算定誤りに関する調査特別委員会の設置の件を議題としたいと思います。

お諮りします。公営住宅使用料の算定誤りに関する件につきましては、6月14日の行政報告及び6月17日の議員協議会において報告を受けたところでありますが、今後議会として公営住宅使用料の算定誤りに関する調査を行う必要があるため、議長を除く議員全員で構成する公営住宅使用料の算定誤りに関する調査特別委員会を設置し、閉会中でも調査できるものとし、期間は調査終了までとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、公営住宅使用料の算定誤りに関する調査を行うため、議長を除く議員全員で構成する公営住宅使用料の算定誤りに関する調査特別委員会を設置し、閉会中でも調査できるものとし、期間は調査終了までとして決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和元年第5回ニセコ町議会定例会を閉会します。

長時間ご苦勞さまでした。

閉会 午後 6時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 高 瀬 浩 樹 (自 署)

署 名 議 員 榊 原 龍 弥 (自 署)